

# 県への提言

\*\*\*

## 第1号議案

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大しており、~~県国と各市地方自治体が様々な分野で強力に結束し、対応を図ることが重要である~~ため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。  
(長崎市)

#### 1. 医療提供体制の確保について〔継続3回〕

(1) 医療機関が~~抗原定性検査キットや、マスク、アルコール消毒液、~~防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を~~安定的に十分に~~確保できるよう、安定的な供給体制を構築すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制及び医療提供体制の構築に向け、各自治体や医療機関において、より一層の連携が求められるため、引き続き長崎県の主導のもと、積極的な取組みを進めること。  
(長崎市)

(説明)

・提言の趣旨に変更はないが、新型コロナウイルスの流行状況や必要としている医療物資を現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が生じている。また、他の医療機関においても、受診抑制などの影響により、本来確保できるはずの収益が得られない状況となっており、特に小児科など一部の診療科においては、患者数の大幅な減少が継続している。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

さらに、県においては、これらの支援拡充について、十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

## 2. 検査体制等の強化について〔継続3回〕

感染が疑われる方等に対するPCR等の検査体制については、唾液による検査が保険適用となったことに加え、長崎県における国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した検査機器の購入支援などにより、感染拡大に備えた検査体制の拡充が進んでいるが、検査体制等を更に強化するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 検査体制等の拡充に伴い、看護師や臨床検査技師などの専門人材を確保すること。
- (2) 陽性者の増加に備え、十分な宿泊療養施設を確保すること。
- (3) 検査実施人員が限られる離島については、人的・物的支援を行うこと。

## 3. 地方財源の確保について〔継続3回〕

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策など地方の実情に応じた様々な取り組みを今後も引き続き行っていく必要がある。令和3年12月8月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)の追加交付措置がなが決定されたが、今後も各市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策を行っていきことができるよう、感染症の動向を注視し、必要に応じて追加の交付を行うなど柔軟な支援交付金の更なる増額を国に働きかけること。

また、県に交付された同交付金(事業者支援分)の活用にあたって、各市の意見を聴取し、地域の実情に応じた支援を講じること。(長崎市)

(説明)

・今後も継続した取り組みを行う必要があるが、地域経済への影響が続いており、完全な収束や今後の先行きが、未だに見通せない状況である。そのため必要に応じて追加の交付を行うなど、柔軟に支援を行うよう要望するもの。なお、R3年度に県に交付された同交付金(事業者支援分)の要望は、R4年度以降事業に充当できないため削除するもの(長崎市)

- (2) 令和5-4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保するよう国に働きかけること。
- (3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、

地方消費税をはじめとする令和2年度に追加された減収補てん債の対象税目について引き続き対象とするよう国に働きかけること。

(説明)

- ・R2年度に追加された減収補てん債の対象税目について、本市においてはR3年度の収入見込額は地方財政計画における収入見込を上回っているものの、感染症の拡大状況によって税収等は大きく左右され、安定した財政運営を行うための大きなリスクになることから、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、R2年度に追加された減収補てん債の対象税目を令和4年度も対象とするよう要望するもの。(長崎市)

## 第2号議案

### 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 都市財政の充実強化について〔継続3回〕

##### (1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

④ 固定資産税については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、臨時的措置として償却資産及び事業用家屋に対する特例や土地の課税標準額の据置きなど各種の軽減措置等が行われているが、期限の到来をもって確実に終了すること。また、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を

評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は規定の負担調整措置を確実に実施すること。(佐世保市)

(資料 2-1 参照)

(説明)

令和3年度においては、税制改正により先端設備等に係る特例措置が2年間延長されるとともに、令和3年度限りの措置として、土地の課税標準額を据え置く新たな措置が講じられている。令和4年度においては、商業地等の税額が上昇する土地について、評価額の2.5%分の税額までとすることとされた。これらの措置に伴う減収については、一部、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により措置されることとされているが、固定資産税については市町村税収の基幹税目であることから、令和5年度以降において現行制度の堅持を求めるもの(佐世保市)

## (2) 一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和4年度~~3~~年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化~~地域デジタル社会~~の推進、公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化~~防災・減災・国土強靱化~~のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。(佐世保市、事務局)

(説明)

令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの(佐世保市)  
「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する提言」から、一定の期間が経過したため、削除するもの(事務局)

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和~~4-3~~年度の地方財政計画においては約~~1.85-5~~兆円となっている。~~おり、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。~~

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。(佐世保市)

(説明)

- ・令和4年度の地方財政計画に内容に合わせた修正を行うもの(佐世保市)

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

### (3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

### (4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等を見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

## 2. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備推進等について〔見直し〕

### (1) Society5.0 実現に向けての財政支援措置等について

Society5.0 の実現に向けて、光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、条件不利地域における整備が促進されるよう、新たな財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。また、条件不利地域において地方公共団体、第三セクター又は通信事業者が整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう、要件の緩和を図るよう国へ働きかけること。

### (2) ユニバーサルサービス制度の見直しについて

ユニバーサルサービス制度を見直し、超高速ブロードバンド並びに5Gを含む携帯電話の情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう国へ働きかけること。

### (3) 超高速ブロードバンド利用者の負担軽減について

超高速ブロードバンドは重要な生活インフラであることから、サービス利用者の費用負担が軽減されるよう通信費用の低廉化に向けた取り組みを図るよう国へ働きかけること。

(説明)

提言しない。(西海市、長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

- ・一部離島を除き県内各市とも実現しているため。また、国においても手厚い補助があるため。(西海市)

## 3. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続5回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維

持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料 2-2 参照)

#### 4. 公共下水道への財政措置の拡大について [継続 2 回]

##### (1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

##### (2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 2-3 参照)

##### (3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率

の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

## 5. 廃棄物処理対策の強化について〔継続4回〕

### (1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

### (2) プラスチック資源循環促進法について

- ① 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定と1年以内の施行に伴う新たなプラスチック廃棄物の処理体系が整備されることに併せて、各市町が積極的に資源ごみの再利用に取り組むことができるよう、資源ごみを資源として再利用する過程における中間処理費用を助成する制度の創設について、国に働き掛けること。

(説明)

提言しない(長崎市、南島原市)

・国により、プラスチック一括回収に伴い発生する費用の一部を地方交付税により手当とする見込みとの報道がされているため。(長崎市、南島原市)

### (3) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の~~販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。~~リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。(長崎市)
- ② 家電リサイクル法~~については、いわゆる家電4品目だけでなく、~~定められた対象品目(現家電4品目)を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を~~等の大型・重量家電品について~~対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。(長崎市)
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体~~が積極的にその対策に取り組めるよう、~~に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。(長崎市)

(説明)

・①、②は分かりやすい表現へと変更するもの。③はこれまでの表現では不法投棄処分費用を一定、自治体で負担することを許容する内容となっていたが本来自治体で負担する必要のない費用であり、表現を変更するもの。(長崎市)

### (4) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じるよう国に求めること。

### (5) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収す

る仕組みの構築を国に求めること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

#### (6) リチウムイオン電池等の適正処理について〔新規〕(長崎市ほか全市)

リチウムイオン電池等について、従来からプラスチック製容器包装などへの混入によるごみ収集車や処理施設での火災のリスクが問題視されているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によるプラスチック一括回収に伴い、よりそのリスクが高まると考えられるため、製造・販売事業者に対し、自主回収の拡大や商品本体から電池等の取り外しが容易に行える製品構造設計を促すとともに、消費者への商品廃棄時における電池等取扱いに関する注意喚起を義務付けるなど適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。(長崎市)

(説明)

・リチウムイオン電池等のプラスチック製容器包装などへの混入による火災事故は全国で報告されており、環境省も注意を促しているものの、リチウムイオン電池等の処理・取扱いについては制度が追い付いておらず。このままでは火災リスクが高まるため要望するもの(長崎市)

## 6. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続2回〕

### (1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること~~と~~よう、国に働きかけること(岩崎市)。

(資料 2-4 参照)

(説明)

・県への要望であることから文言の修正を行うもの(岩崎市)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

**7. 治水事業に対する財政措置等について**〔継続4回〕

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 2-5 参照)

**8. 地方バス路線維持対策について**〔継続6回〕

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべき

と判断した路線の維持費用について助成すること。

**(3) 路線撤退後の輸送手段の確保について**

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、集落の点在や交通弱者など地域の課題や運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

**(4) 県営バス路線廃止の申し入れについて**

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

**(5) 路線の維持費用の助成について**

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

**(6) 地域内フィーダー系統路線への支援について**

地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。

**(資料 2-6 参照)**

**(7) バス料金の低廉化について**

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

**9. 自然災害等対策事業に対する財源確保について** [継続 4回]

**(1) 急傾斜地崩壊対策事業について**

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費

を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

**(資料 2-7 参照)**

## (2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

## 10. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について 〔継続 4 回〕

### (1) 補助制度の柔軟な対応等について

県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終了に伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。

また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次 J R 等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

### (2) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも 30 年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融資を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

### (3) 有事における離島航路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-8 参照)

## 11. 離島航空路線の維持について [継続 1 回]

### (1) 機材の更新にかかる支援について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、~~るとともに~~、交流人口の拡大にも繋がっており、~~るが~~、今後とも安定的な路線の維持・確保が必要であるが、~~近年、当該路線では地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、運行する地方航空会社において機材更新が計画されている。今後の機材更新が課題となっている。~~

今後の機材更新には多大な費用が生じることから、航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金について、~~機材更新の補助対象割合が拡大されるよう~~現行では対象外となるリース方式での機材調達経費も対象に含めることや、~~現行 45%である補助率を、国境離島地域に係る路線の場合には、沖縄路線に就航する場合と同等の 75%を適用するよう~~国に働きかけ、地方公共団体の負担が必要な場合には県が負担すること。

また、今後、交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。(壱岐市)

(説明)

・補助金見直しに関する要望を分かりやすく具体的に記載するもの（老崎市）

## (2) 有事における離島航空路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-9 参照)

## 12. 半島航路の維持・確保について [継続 4回]

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

### (1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

### (2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

### (3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

### (4) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 2-10 参照)

### 13. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔継続2回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。交付すること。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額（いわゆる真水部分）に対し県費補助を行う案が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加し、市町に負担を転嫁することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。（平戸市）

（説明）

・単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う国指定等文化財に係る補助金について、県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増額し、市町に負担を転嫁することになるため、具体的な内容を文言に追加するものである（平戸市）

### 14. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔更新〕（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市）

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、~~耐震性・耐火性に劣る~~老朽建築物の建替え促進により大震火災等の災害の抑制につながりにもつながるもので、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措

置に苦慮しているため、~~ことから~~、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・~~補助の対象~~・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については~~事業の基礎額を国の要綱に基づき割増した場合も含め~~県・市同額とすること。(長崎市)

(説明)

- ・中心市街地においては、建物の老朽化による防災性の低下や賑わいの衰退が進行するなどの課題を抱えている。そのため、現在、市の重要な商業地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、地域の活性化を実現することを目的として、市街地再開発事業に向けた取組みが進められている。この事業は、市中心部の再生とともに、県全体の経済・商業活動の基盤を確かなものとしていく上で必要不可欠な取組みであり、また大規模地震による火災等の災害の抑制につながるなど、行政の積極的な支援が必要ですが、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮している。また、近年、県においては、補助金交付率を 1/6 から 2/15 へ縮減するなど、支援が縮小されたままとなっている。ついては、市街地再開発事業の重要性を御理解いただき、補助率を従来の内容に戻していただくよう引き続き提案するとともに、現在、実情として地区面積が 0.5ha 以上とされている採択要件の緩和や予算の重点的な配分など、支援の充実を図っていただきたい。(長崎市)

## 15. 空き家対策への支援について [継続6回]

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

## 16. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について [継続4回]

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。ついては、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的

な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

## 17. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について 〔更新〕 (長崎市ほか全市)

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、~~制度の拡充に伴い、~~補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、~~建設後、相当年数を経過している学校が多く、~~学校施設を支える法面については、~~学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、~~も崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) ~~学校施設の新增改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プールやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースがあるため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。~~

~~また、学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。~~

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。 (長崎市)

(説明)

・(1) 学校施設の老朽化対策は計画的に進めているものの、学校敷地内の法面についての対策工事は施工範囲も広範で高額になることなどから、ほとんど着手できていないこと、また、近年の大雨災害による被害は全国的に頻繁に発生し、かつ甚大になることが多く、学校敷地内の法面に対する災害対策も重要性を増していることから要望するもの。

(2) 現在全面改築事業を行っている学校の内示状況として、学校プールやグラウンド整備は採択されており、必要な財源が確保されているため削除するもの。

また、補助単価については、LED 照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増、脱炭素化先行地域などの学校施設 ZEB 化に向けた新たな単価加算の措置がなされるとのことだが、次のとおり、設計上の実工事費単価と比較すると、いまだ補助単価との乖離が大きいことから継続して要望を行うもの。(長崎市)

・実工事単価 約 362,000 円(R3 施工実績) ・補助単価(R4 想定) 246,000 円(R3 から 18.2%増)

## 18. 石綿含有**建仕上塗材**の**事前**調査及び除去に対する助成制度の創設等について [継続 6 回]

石綿含有**仕上塗材**に係る建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、令和 2 年度に法改正が行われ、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の報告義務が生じることとなった。~~・改造・補修に関して、平成 29 年 5 月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、一方、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(2014)によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で 280 万棟あり、その解体のピークが令和 10 年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。~~

この**うした**ことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るため**石綿含有建材の事前調査及び除去等に対する適切な助成制度を新たに創設する**図るよう国に要請すること。(長崎市)

(説明)

・直近の法改正の内容を盛り込んだ修正をおこなうもの(長崎市)

## 19. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について [継続 3 回]

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1 人 1 台**端末に係る**LTE 回線使用料についても**財政支援**の対象とするよう改めること、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じることについて、国に対して働きかけること。

## **20. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について**〔継続2回〕

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

## **21. 犯罪被害者等支援の充実について**〔継続2回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

## 県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
長崎市	1,646,392	1,644,571	50,631	40,792
佐世保市	1,246,927	1,225,481	35,804	36,765
島原市	207,998	205,444	0	0
諫早市	1,865,676	2,051,862	36,391	33,740
大村市	848,626	804,721	19,613	19,814
平戸市	190,742	212,413	0	0
松浦市	175,349	181,779	0	0
対馬市	241,183	237,234	0	0
壱岐市	166,742	178,773	1,925	2,130
五島市	323,062	310,520	4,664	4,488
西海市	379,520	388,817	25,733	25,583
雲仙市	248,593	262,365	8,545	9,000
南島原市	177,897	177,321	6,102	6,887
県内13市の合計	7,718,707	7,881,301	189,408	179,199

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和元年度及び令和2年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。  
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

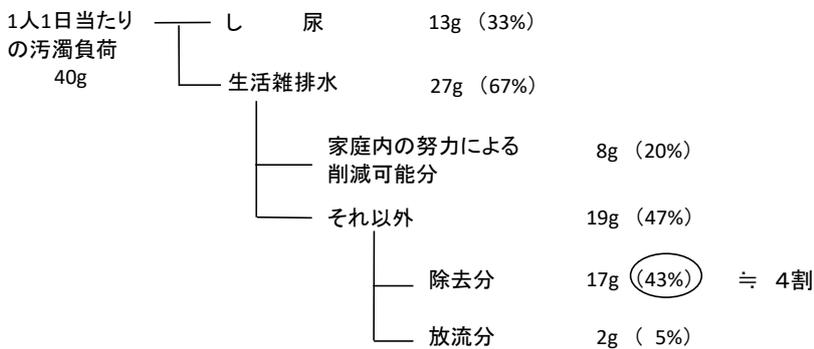
令和2年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R3.3.31現在)									令和2年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
	合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし			
長崎市	2,785	2,442	343	463	306	157	3,248	2,748	500	22	9,306
佐世保市	12,929	9,562	3,367	1,983	1,031	952	14,912	10,593	4,319	229	97,017
島原市	6,200	5,403	797	1,129	904	225	7,329	6,307	1,022	156	56,808
諫早市	7,711	7,221	490	1,043	691	352	8,754	7,912	842	164	75,078
大村市	1,116	1,090	26	334	287	47	1,450	1,377	73	12	5,412
平戸市	3,359	2,718	641	792	517	275	4,151	3,235	916	80	36,243
松浦市	1,497	1,343	154	353	217	136	1,850	1,560	290	47	18,026
対馬市	1,949	1,752	197	419	198	221	2,368	1,950	418	38	23,025
壱岐市	2,521	2,419	102	258	140	118	2,779	2,559	220	69	46,450
五島市	8,419	6,837	1,582	951	420	531	9,370	7,257	2,113	297	124,619
西海市	2,368	2,274	94	732	598	134	3,100	2,872	228	31	12,246
雲仙市	3,109	2,833	276	3,618	3,190	428	6,727	6,023	704	120	21,579
南島原市	5,434	4,495	939	827	607	220	6,261	5,102	1,159	146	84,038
合計	59,397	50,389	9,008	12,902	9,106	3,796	72,299	59,495	12,804	1,411	609,847

◎ 国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率(4割)として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

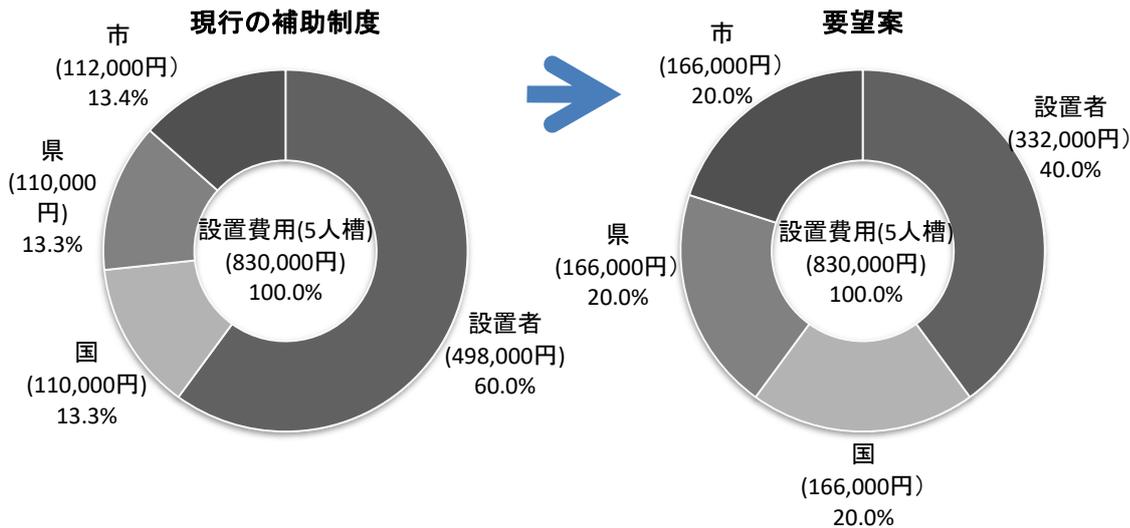
BOD換算による汚濁負荷排出割合



○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ( )は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R元年度)・・・年間約20,567円 水道局営業課業務係確認

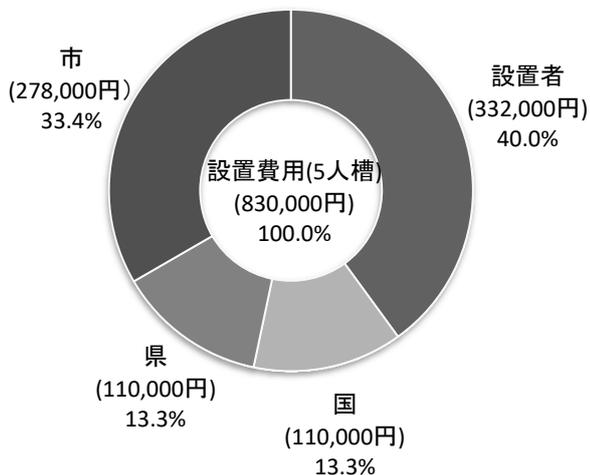
※維持管理費については、H22~R元年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~10人槽	822	617	411	309

(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6~7人槽	669	514	335	257
8~10人槽	859	654	430	327

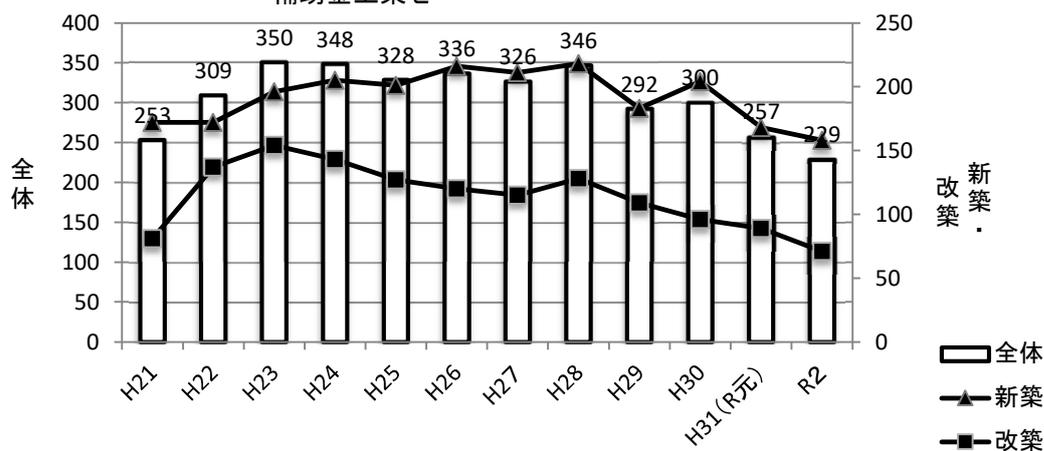
◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158



補助金上乗せ



## 公共下水道事業概要(R3.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	409,158	243,997	43,924	135,556	97,296	30,082	21,922	29,089	25,626	35,809	26,825	42,951	44,003
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	385,972	146,318	未着手	89,301	87,634	未着手	5,130	未着手	3,408	未着手	3,271	14,148	5,805
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	375,380	134,590		75,261	85,674		3,681		1,917		2,196	9,064	3,693
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,641		424		188		154	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.3	60.0		65.9	90.1		23.4		13.3		12.2	32.9	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.0		84.3	97.8		71.8		56.3		67.1	64.1	63.6
(6) 総事業費(千円)(J)	343,783,665	130,591,570		100,722,253	78,847,742		8,374,063		6,600,832		8,330,227	22,038,368	13,732,532
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,870,615	49,934,000		32,885,579	28,543,172		3,469,108		2,917,550		3,766,548	9,473,496	5,875,383
イ 企業債(千円)	184,181,853	67,477,840		50,653,266	40,729,804		3,983,100		3,021,000		3,793,783	9,933,300	5,644,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,342,980	3,777,029		4,901,048	2,611,149		114,702		85,898		66,937	148,303	171,483
エ その他(千円)	42,388,217	9,402,701		12,282,360	6,963,617		807,153		576,384		702,959	2,483,269	2,041,266
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,266,053	84,678,072		70,199,727	54,836,526		6,570,397		4,205,227		5,940,354	13,952,756	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,561,476	5,820,258		4,179,164	4,538,486		0		203,423		0	921,397	1,588,177
ウ 処理場費(千円)	104,866,016	38,744,340		20,433,202	18,887,469		1,770,801		2,192,182		2,389,873	6,735,614	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,301,113	275,968		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	14,090,120	1,348,900		1,609,047	309,293		32,865		0		0	428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	212,014,816	94,431,482		65,904,072	52,110,493		6,720,469		5,673,764		7,660,307	17,895,265	11,583,489
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	72.3		65.4	66.1		80.3		86.0		92.0	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,092	686		524	515		45		43		43	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力( $m^3$ /日)(L)	145,700	101,500		35,680	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠: 令和2年度決算統計(令和3年3月31日)

## 海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市名	事業費（千円）			備考
	H30年度	R元年度	R2年度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	9,837	13,824	13,152	
島原市	1,178	2,360	2,627	
諫早市	事業なし			
大村市	1,097	1,563	2,314	
平戸市	6,706	6,248	6,936	
松浦市	2,015	1,860	1,856	
対馬市	285,206	263,112	271,313	
壱岐市	58,579	59,872	61,090	
五島市	85,792	108,081	112,481	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,013	3,091	4,193	
南島原市	2,218	1,197	1,572	
合計	455,641	461,208	477,534	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件数		事業費(千円)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
長崎市	2	3	5,407	4,451
佐世保市	9	9	10,055	16,029
島原市	0	0	0	0
諫早市	18	16	6,499	25,666
大村市	3	0	604	0
平戸市	3	1	2,637	54
松浦市	2	1	1,050	500
対馬市	56	74	18,706	24,299
壱岐市	3	1	189	2,469
五島市	4	2	2,628	2,639
西海市	0	0	0	0
雲仙市	5	5	1,441	1,432
南島原市	1	0	11,547	0
計	106	112	60,763	77,539

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

## 令和2年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

## 1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,284,739
2	佐世保市	1	5,503,000	1	970,000	4	27,915,000
3	島原市	0	0	1	1,127,000	22	24,847,000
4	諫早市	8	65,454,000	0	0	65	255,984,000
5	大村市	2	16,761,000	0	0	12	97,564,000
6	平戸市	1	8,967,000	0	0	14	82,716,000
7	松浦市	2	19,670,500	0	0	11	74,536,000
8	対馬市	3	20,714,090	2	6,720,609	26	88,716,653
9	壱岐市	0	0	1	1,213,000	30	69,369,000
10	五島市	5	15,450,227	2	2,812,195	25	91,484,578
11	西海市	1	6,000	0	0	6	52,296,000
12	雲仙市	0	0	0	0	24	23,037,000
13	南島原市	0	0	1	3,605,000	26	55,386,000
合計			152,525,817		16,447,804		1,037,135,970

## 2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,483,607
2	佐世保市	2	3,881,821
3	島原市	1	3,843,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	25,483,320
8	対馬市	5	1,870,798
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,702,928
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		30	44,265,474

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (2年5月調査)	令和元年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (2年5月現在)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
				県営	県費補助			県営	県費補助
1	長崎市	295	30	19	11	295	35	22	13
2	佐世保市	208	40	24	16	205	49	28	1
3	諫早市	136	11	1	10	137	9	0	9
4	大村市	20	0	0	0	20	1	0	1
5	島原市	1	1	0	1	1	0	0	0
6	松浦市	27	0	0	0	27	0	0	0
7	対馬市	85	2	2	0	85	3	3	0
8	壱岐市	66	5	3	2	66	1	1	0
9	五島市	32	3	3	0	32	3	3	0
10	平戸市	60	1	0	1	60	1	0	1
11	南島原市	133	0	0	0	133	0	0	0
12	雲仙市	40	1	0	1	40	1	0	1
13	西海市	93	5	3	2	93	4	2	2
合計		1196	99	55	44	1194	107	59	28

【川崎重工製】



**KJ01** 929-117 つばさ  
建造：1989年3月  
運航：佐渡汽船



**KJ02** 929-117 S.I. 友  
建造：1989年6月  
運航：東海汽船



**KJ03** 929-117 ビートル三世  
建造：1989年9月  
運航：JR九州高速船



**KJ04** 929-117 べがさす  
建造：1990年3月  
運航：九州商船



**KJ05** 929-117 ビートル  
建造：1990年4月  
運航：JR九州高速船



**KJ06** 929-117 ロケット3  
建造：1990年7月  
運航：種子屋久高速船/コスモライン



**KJ07** 929-117 べがさす2  
建造：1990年10月  
運航：九州商船



**KJ08** 929-117 ビートル二世  
建造：1991年2月  
運航：JR九州高速船



**KJ09** 929-117 ヴィーナス  
建造：1991年3月  
運航：九州郵船



**KJ10** 929-117 すいせい  
建造：1991年4月  
運航：佐渡汽船



**KJ11** 929-117 レインボージェット  
建造：1991年6月  
保有：隠岐広域連合 運航：隠岐汽船



**KJ12** 929-117 トッピー2  
建造：1992年4月  
運航：種子屋久高速船/いわさき



**KJ13** 929-117 トッピー3  
建造：1995年3月  
運航：種子屋久高速船/いわさき



**KJ14** 929-117 S.I. 大漁  
建造：1994年6月  
運航：東海汽船



**KJ15** 929-117 ロケット  
建造：1994年6月  
運航：種子屋久高速船/コスモライン



**KJ16** 929-117 S.I. 結  
建造：2020年6月  
運航：東海汽船

【ボーイング製】



**BJ11** 929-115 トッピー7  
建造：1978年6月  
運航：種子屋久高速船/いわさき



**BJ15** 929-115 ぎんが  
建造：1979年11月  
運航：佐渡汽船



**BJ17** 929-115 S.I. 愛  
建造：1980年8月  
運航：東海汽船



**BJ19** 929-115 S.I. 虹  
建造：1981年2月  
川崎重工神戸工場にて上架中



**BJ23** 929-115 ロケット2  
建造：1984年6月  
運航：種子屋久高速船/コスモ



**BJ25** 929-117 ヴィーナス2  
建造：1985年4月  
運航：九州郵船

# ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

## 川崎重工業建造ジェットフォイル

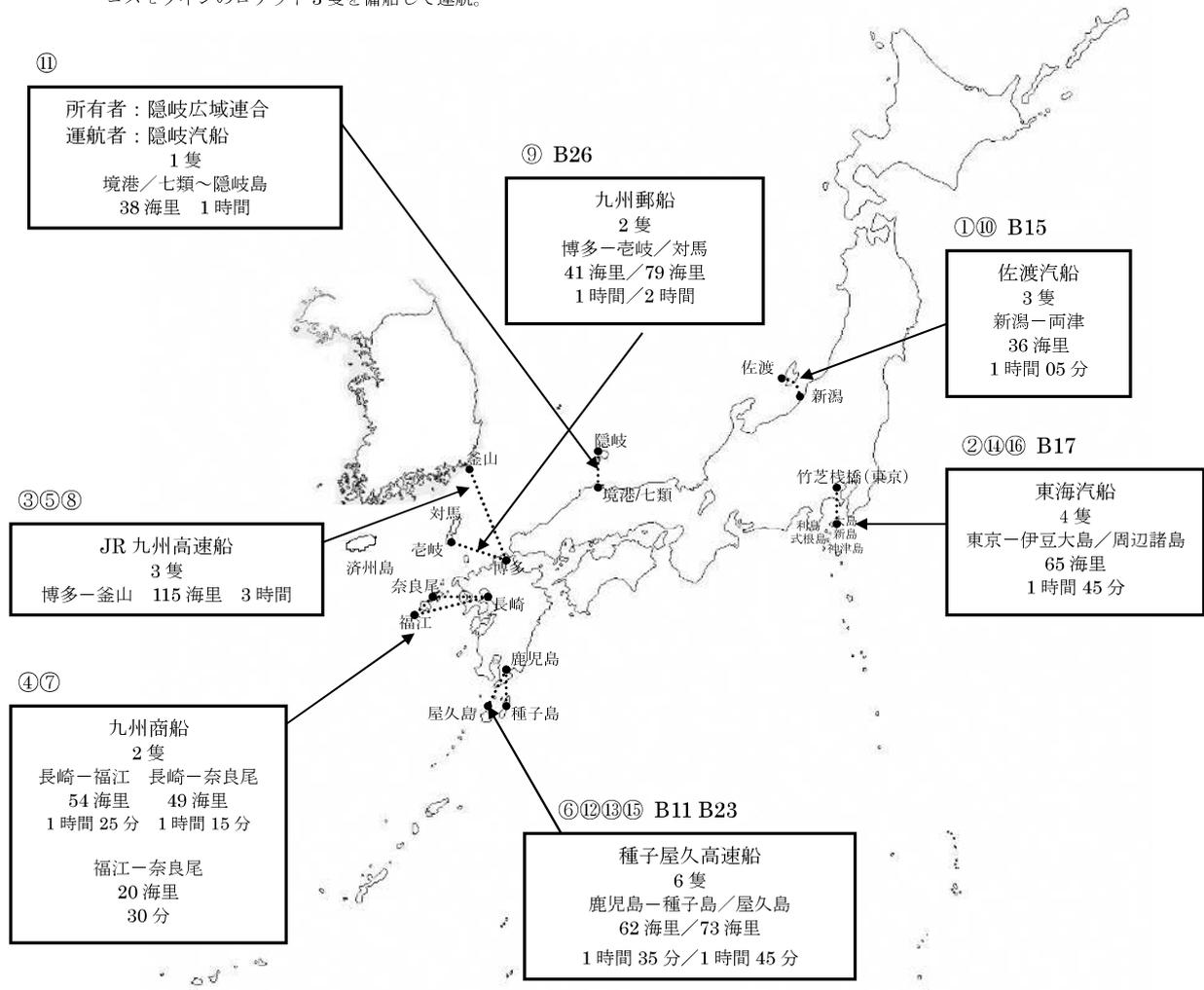
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ベガさす	1990 / 03 / 06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997 / 02 / 01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

## ボーイング社建造ジェットフォイル

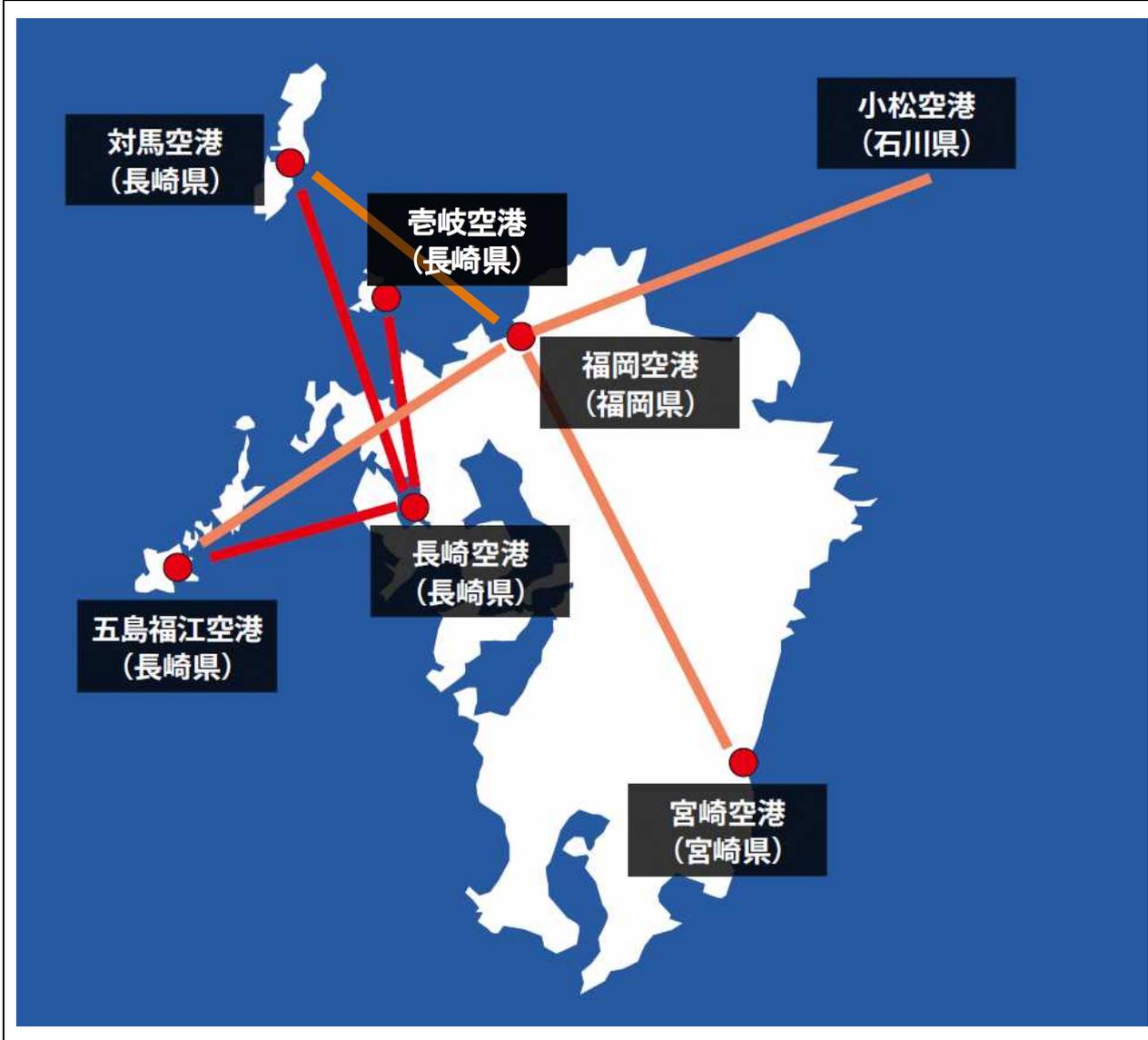
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、  
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び  
コスモラインのロケット3隻を備船して運航。



### オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

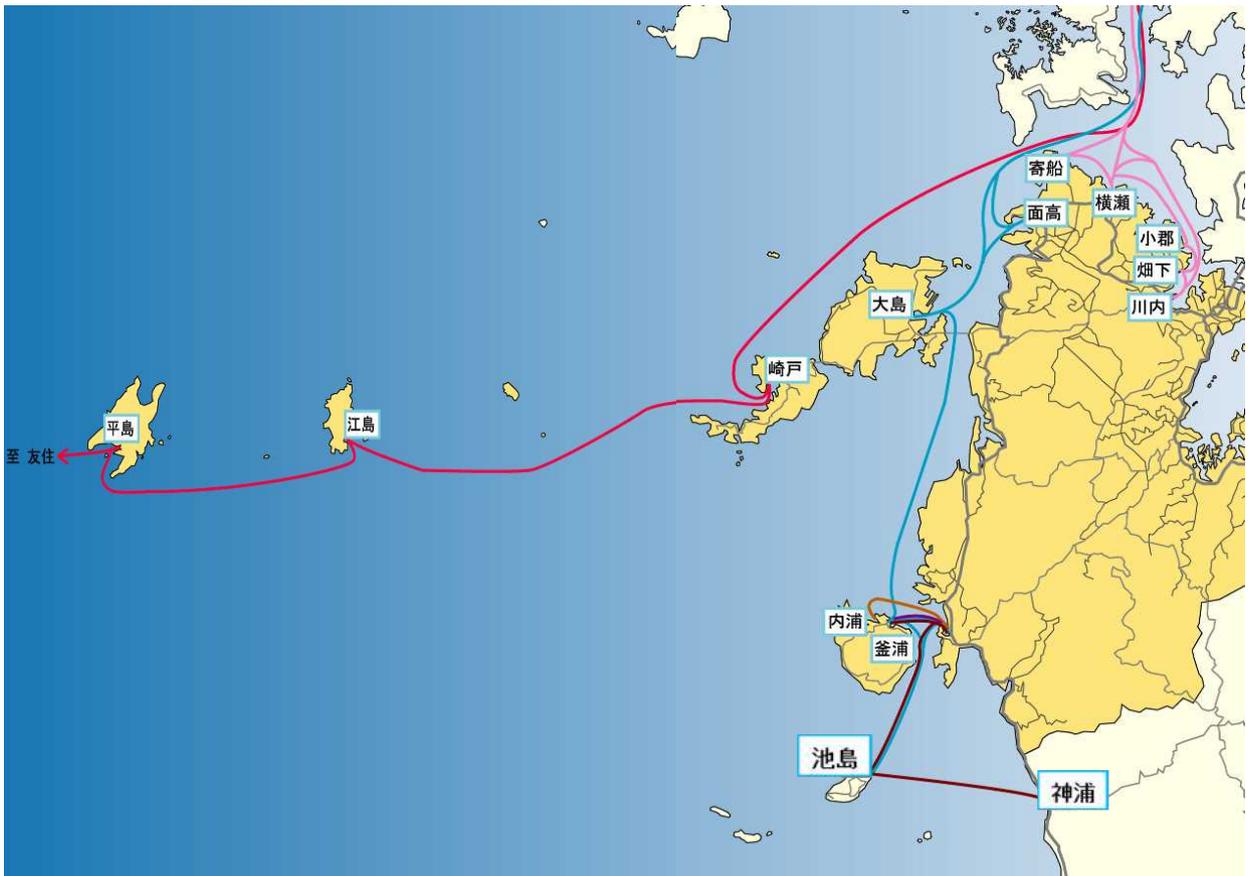
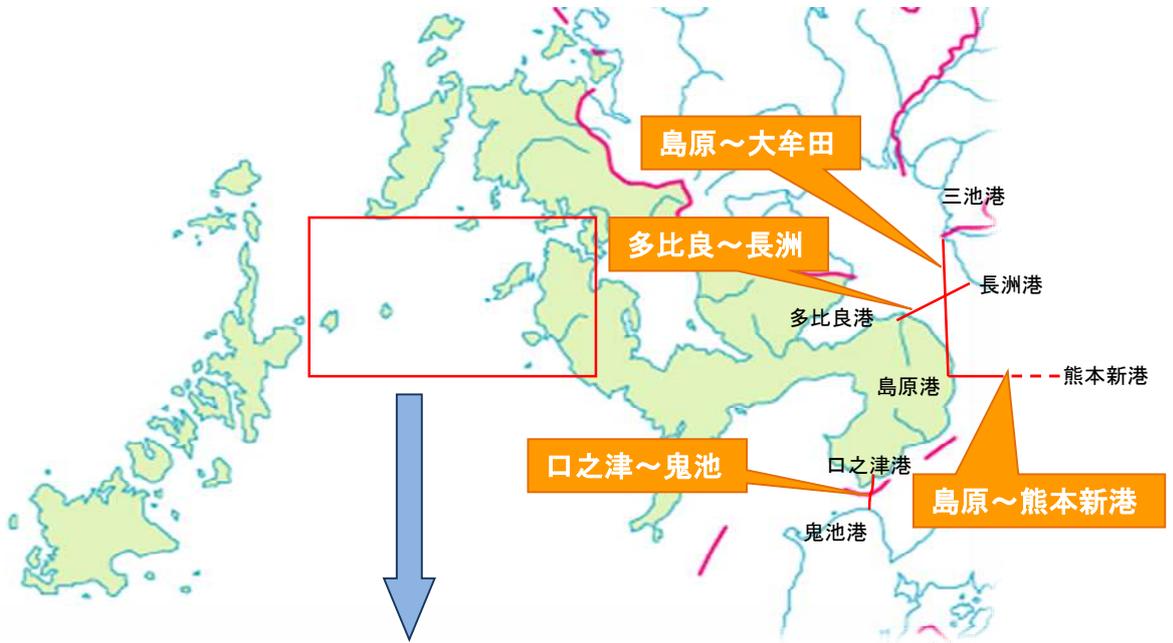


航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	彦岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	－	2	1	5	－	－	13
H28	4	－	1	8	5	－	－	18
H29	11	－	7	12	2	2	－	34
H30	18	－	6	6	5	6	2	43
R1	16	－	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	6	1	6	13	1	2	2	31

※R3は、令和3年4月から12月まで

半島航路の維持・確保について



## 第3号議案

### 国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 国民健康保険制度について〔継続2回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

#### 2. コロナ禍の特殊事情で県の国民健康保険特別会計に生じると見込まれる剰余金による納付金の減額調整について〔継続2回〕

令和2年度において、保険給付費の減少等により県の国民健康保険特別会計に生じると見込まれる剰余金については、コロナ禍という特殊事情によるものであることを考慮し、今後、被保険者の税負担上昇抑制を図るため、納付金を減額するための財源として活用すること。

##### (説明)

・令和4年度納付金算定において、県から新たに基金・剰余金を活用した税負担上昇抑制措置の考え方が示されたため、提言内容を次項目のとおり見直すもの（長崎市、大村市、対馬市）

・提言しない（平戸市）

令和3年度において、コロナの影響による市民の所得が減少すると見込み、国保税の調定及び収納の低下を懸念していましたが、見込んだほどの市民所得減少は見られなかったこと。また、前期高齢者の後期高齢者医療への移行もあり、今後の平戸市の医療費については減少していく見込みとなっています。そのため、令和4年度の納付金の算定については大幅な減少となりました。その結果、平戸市国保財政運営も概ね良好の見通しです。次年度以降もこのような状況が続くと推測していることから、市長会への提言をしないと結論づけたところです。（平戸市）

### 3. 保険税の負担上昇抑制について〔新規〕（長崎市、大村市、対馬市）

令和4年度の納付金算定においては、県の財政安定化基金等を活用し、被保険者の税負担上昇抑制を図るため年度間の財政調整を行う方針が示されたが、令和5年度以降についても、引き続き基金等を活用して、税負担上昇抑制に配慮した対応を講じること。（長崎市）

（説明）

令和4年度納付金算定において、県平均の一人当り標準保険料が前年度と比較して3%を超える場合は、剰余金・県財政安定化基金から充当し、増加率を3%まで抑えて納付金を減額すること、逆に、剰余金全てを充当する等した結果、一人当り標準保険料が前年度と比較して減少する場合は、減少率が0%になるように剰余金の充当度合いを調整し、剰余金の残については基金に積み立てるという考え方が示された。

しかし、その後の県への照会により、3%は固定値ではないことを確認し、令和5年度以降の納付金算定においては、3%以上の増加率を採用することも考えられることから、現在も依然としてコロナ禍という特殊な情勢が続いていることなどを踏まえ、被保険者の税負担上昇抑制のため、今後の納付金算定においても増加率が3%を超えることのないよう、各市町の財政状況等を十分に考慮した対応を求める必要がある。（長崎市）

## 第4号議案

### 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 地域医療における医師確保対策等について〔継続3回〕

##### (1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料4-1参照)

##### (2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりを見せる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

## 従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

## 第5号議案

### 福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 子ども福祉医療費制度の創設について〔継続2回〕

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、全ての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、少なくとも中学生まで助成を行っていることから、子育て環境の充実のため、対象年齢を未就学児から中学生まで引き上げを図ること。

#### 2. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔継続5回〕

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。
- (3) 借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

## 第6号議案

### 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

#### 1. 第1号被保険者の保険料について〔継続2回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料6-1 参照)

#### 2. 介護従事者の人材確保について〔継続2回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

## 長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	-	6,177	-	0.2 %

第7号議案は欠番（県への提言がないため）

## 第8号議案

### 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料8-1参照)

#### 1. 九州新幹線西九州ルート~~の着実な整備について~~〔継続3回〕

~~九州新幹線西九州ルートについては、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。~~

~~地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について国に強く働きかけること。~~

~~(1) 令和4年度秋頃の開業を着実にを行うこと。~~

~~(2-1) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5-4年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。~~

~~(3-2) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。~~

~~(4-3) JR九州に対して西九州新幹線暫定開業時の~~日程~~や運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう調整を図ること。~~

~~(5-4) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。~~

~~(6-5) 令和4年度秋頃の西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業に伴い、向けて沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。（長崎市）~~

説明)

・九州新幹線西九州ルート一部開業の決定に伴い、工事進捗などの文言を削除するとともに文言の修正を行うもの。（長崎市）

## 2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続3回〕

九州新幹線西九州ルート<sup>①</sup>の整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

### (1) 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

~~① 西九州ルートの開業効果を県北地域にも波及させるため、佐世保線輸送改善  
 県市共同調査結果に基づく、振子車両の佐世保線への導入及び速度向上のため  
 の路盤改良等について、令和4年秋の開業に合わせるための確実な事業の推進  
 を行うこと。~~

②① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。

③② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

④③ 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。(佐世保市)

#### 説明)

・佐世保線輸送改善に関する提言について、佐世保線高速化整備事業がほぼ完了(R3年9月時点で進捗率86%)したため、要望項目から削除するもの。(長崎市)

### (2) フル規格新幹線に関する要望について

① 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。

② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。

## 3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について〔継続3回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱

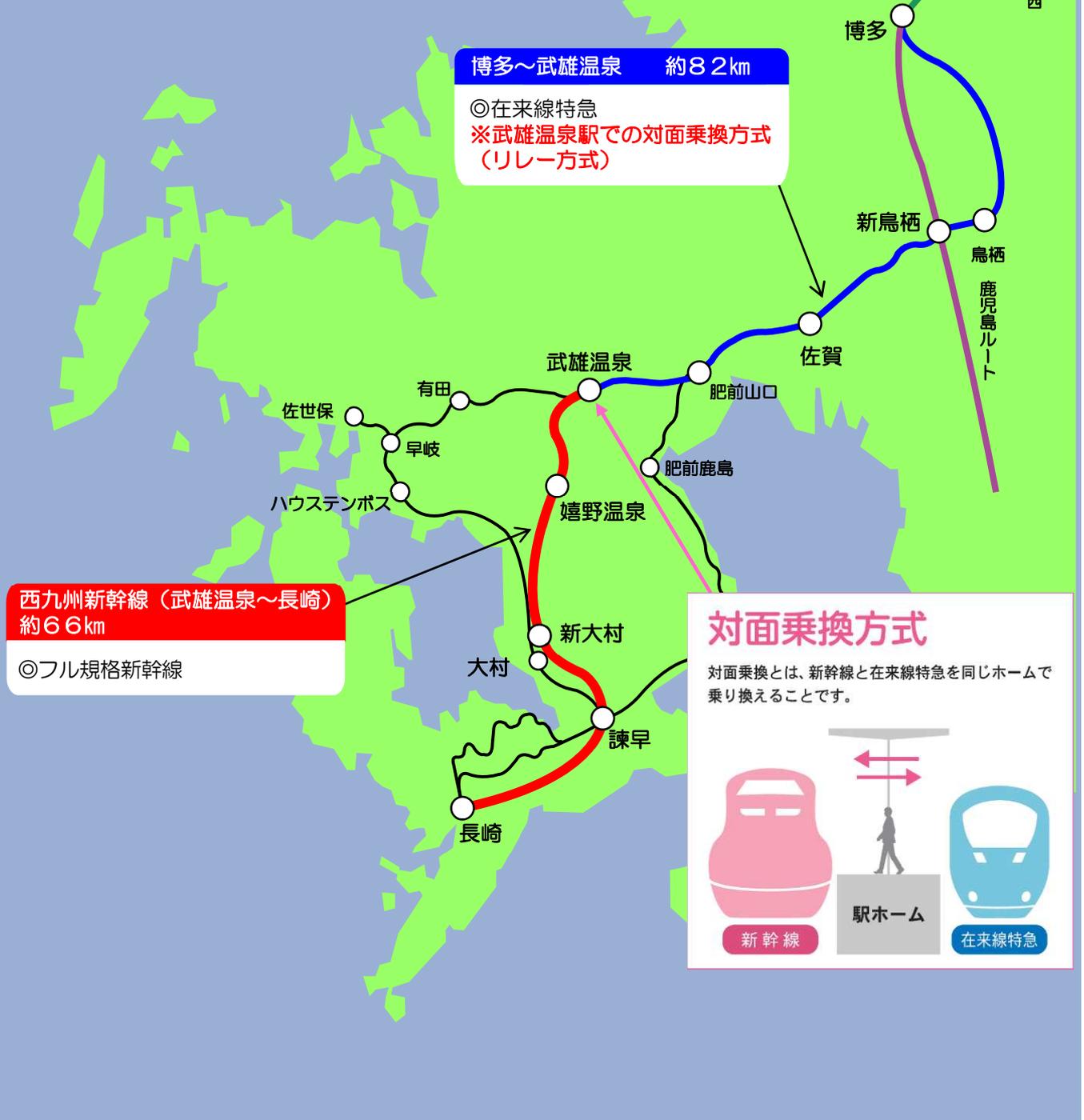
に基づく確実な補助が受けられない状況が続いており、特に車両検査については予算自体が配分されない状況となっている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、次の事項の実現について国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図るよう国へ働きかけること。(佐世保市)

説明)

- ・要望項目を箇条書きに変更することで要望内容を明確化し、併せてより適切な表現に改めるもの。  
(佐世保市)

# 九州新幹線西九州ルート 概要図 (令和4年度秋頃暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (現行「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

## 第9号議案

### 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 9-1 参照)

#### 1. 道路網の整備について〔継続3回〕

##### (1) 高規格道路の整備について

###### ① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の4車線化の早期事業化

###### ~~② 九州横断自動車道の整備促進~~

~~九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。~~

~~ア 長崎 I C ～長崎芒塚 I C の4車線化の早期供用開始に向けた事業促進~~

説明)

・令和3年度末完成予定のため（雲仙市）

###### ③② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用

④③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

⑤④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

(ア) 時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

(イ) 西海市西彼町大串から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑥⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

⑦⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

説明)

・新たな広域道路ネットワーク路線の候補路線として、「島原半島西回り道路」が新規に位置付けられ、島原半島南部（雲仙市～南島原市）において緊急搬送や防災対策などの課題があり、調査検討を要望するもの。（雲仙市）

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 長崎外環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

③ 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパス、中でも小浜町富津地区防災対策の早期事業化

説明)

・国、県及び島原半島3市による「国道57号（愛野～小浜）道路検討会」において、小浜町富津地区に防災面や交通安全面での課題が集中していることから早期の対策案の検討が必要であると結論付けられたことから、当地区における防災対策の早期事業化を要望するもの。（雲仙市）

④ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

~~⑤ 一般県道大村外環状線（都市計画道路池田沖田線竹松工区）の早期完成~~

説明)

・令和3年度末完成予定のため（雲仙市）

~~⑥~~⑤ 一般国道207号の早期整備

ア 佐瀬拡幅の早期整備

イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）

ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備

~~⑦~~⑥ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の早期整備

ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号

~~⑧~~⑦ 一般国道202号福田バイパスの早期事業化

~~⑨~~⑧ 一般国道499号（栄上工区、~~岳路工区~~）の早期完成

説明)

・令和3年度末完成予定のため（雲仙市）

⑩⑨ 一般国道382号の整備促進

⑩⑩ 一般国道384号の整備促進

⑩⑪ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

⑩⑫ 主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線  
（棕呂路〔仮称〕・板山~~〔仮称〕~~トンネル）の整備促進

説明)

・名称が決定したため（雲仙市）

⑭⑬ 主要地方道野母崎宿線の早期整備

⑭⑭ 主要地方道巖原・豆碓・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進

⑭⑮ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進

⑭⑯ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

### （3）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

③ 松島架橋の早期実現

④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-2 参照）

## 2. 地方における無電柱化事業の促進について 〔更新〕（平戸市、長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市）

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進

められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

~~平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。~~

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。(平戸市)

説明)

・無電柱化事業は、防災性の向上、安全性・快適性の確保及び良好な景観形成の観点から提言してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、あるいは高齢化等により、その必要性がさらに高まっている。また、これまでの長崎県の無電柱化の整備状況は、全路線における無電柱化の割合としては、1%にも満たない状況であり、全国の都道府県でも低いところに位置している。(H29年度末国土交通省データ 長崎県全国32位)

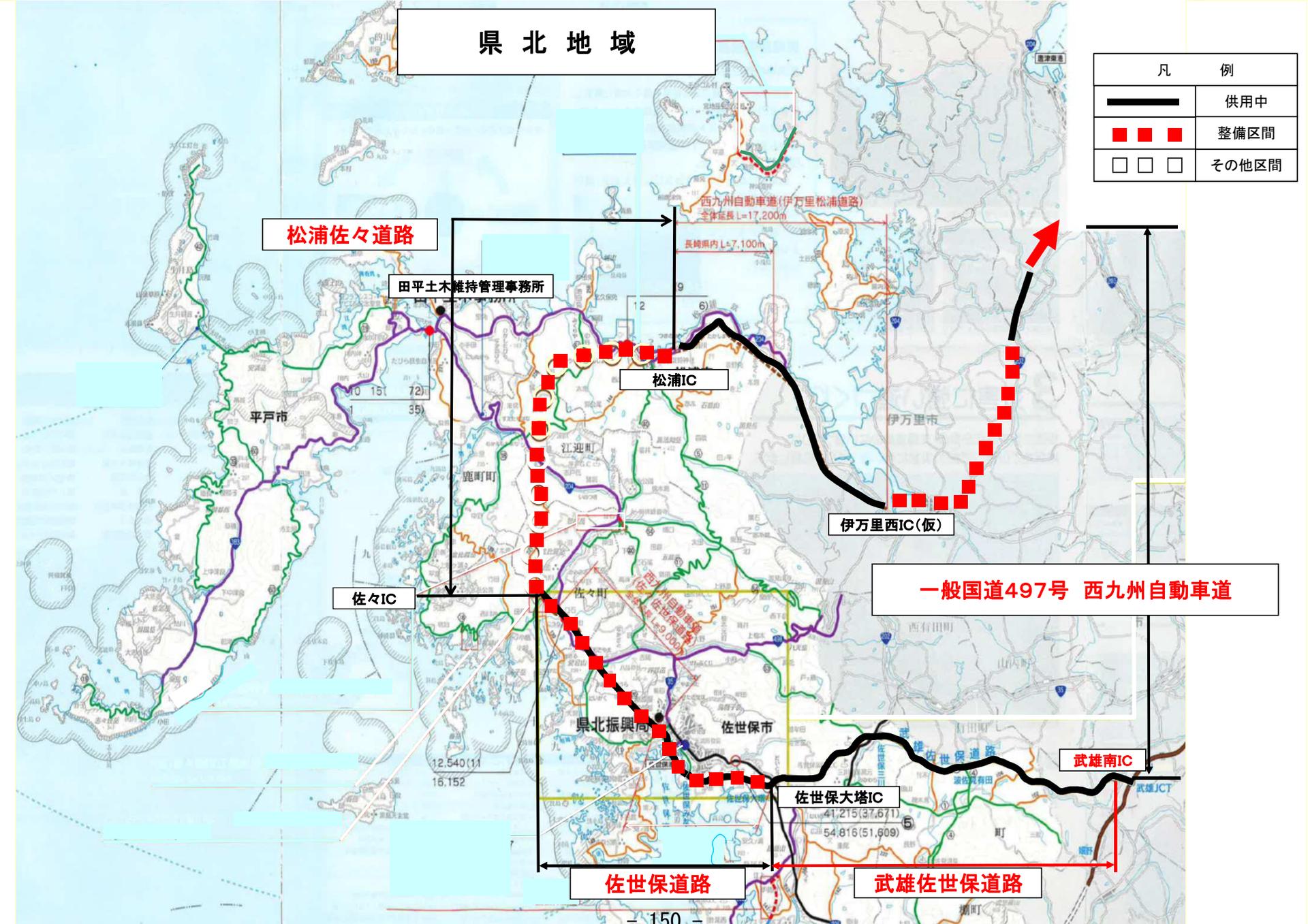
このような背景としては、高額な整備費用や技術的課題などが支障となっていることから、今後も財政措置の拡充をはじめ技術的進歩を促すなど総合的な支援が必要である。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」がR2年12月に閣議決定されたこと、加えてR3年5月に「無電柱化推進計画」が定められたことを受け、無電柱化事業を一層推進していくためには、引き続き国や県からの継続的な支援が必要である。(平戸市)

### 3. 港湾の整備促進について [継続3回]

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

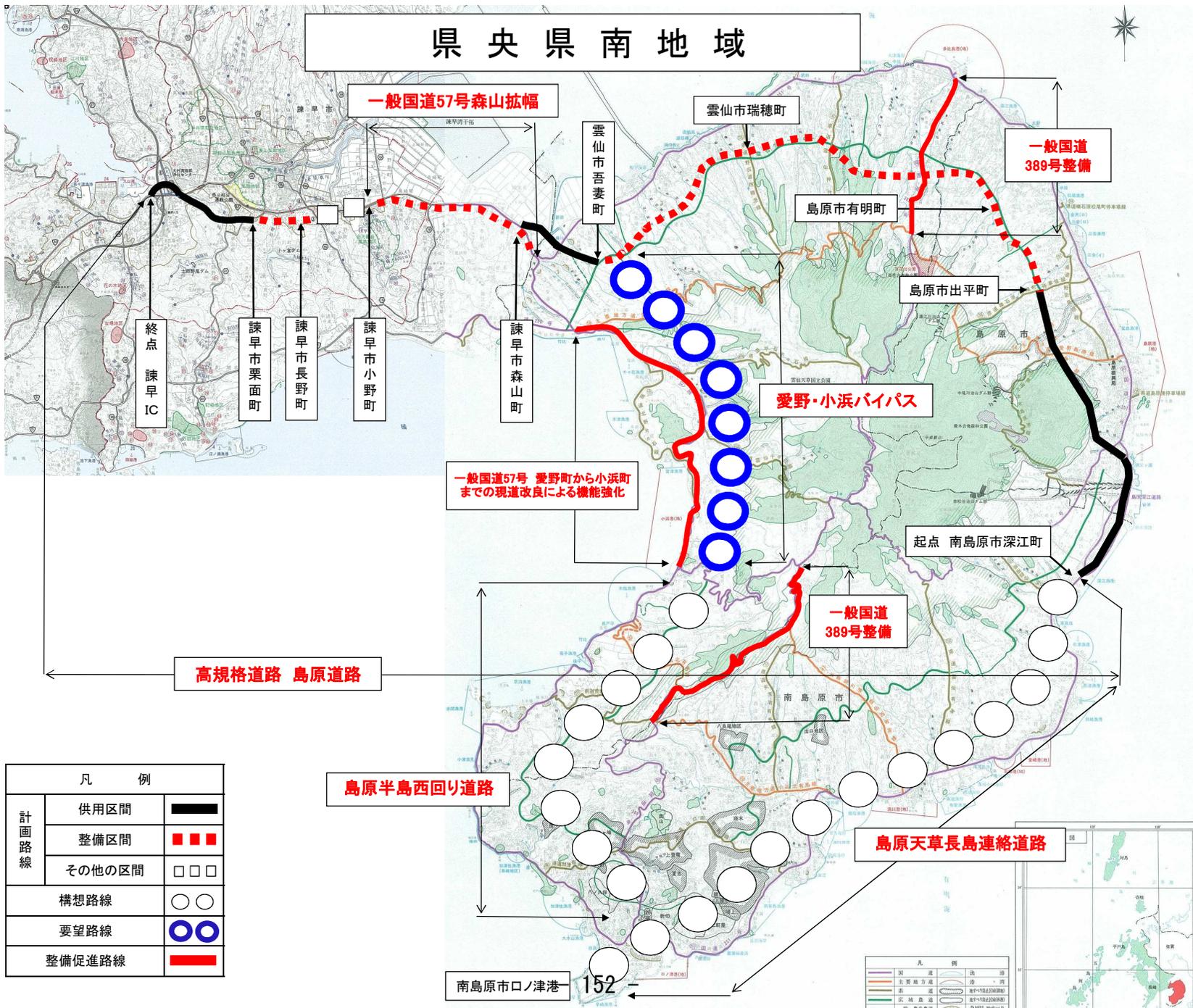
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）





# 県央県南地域



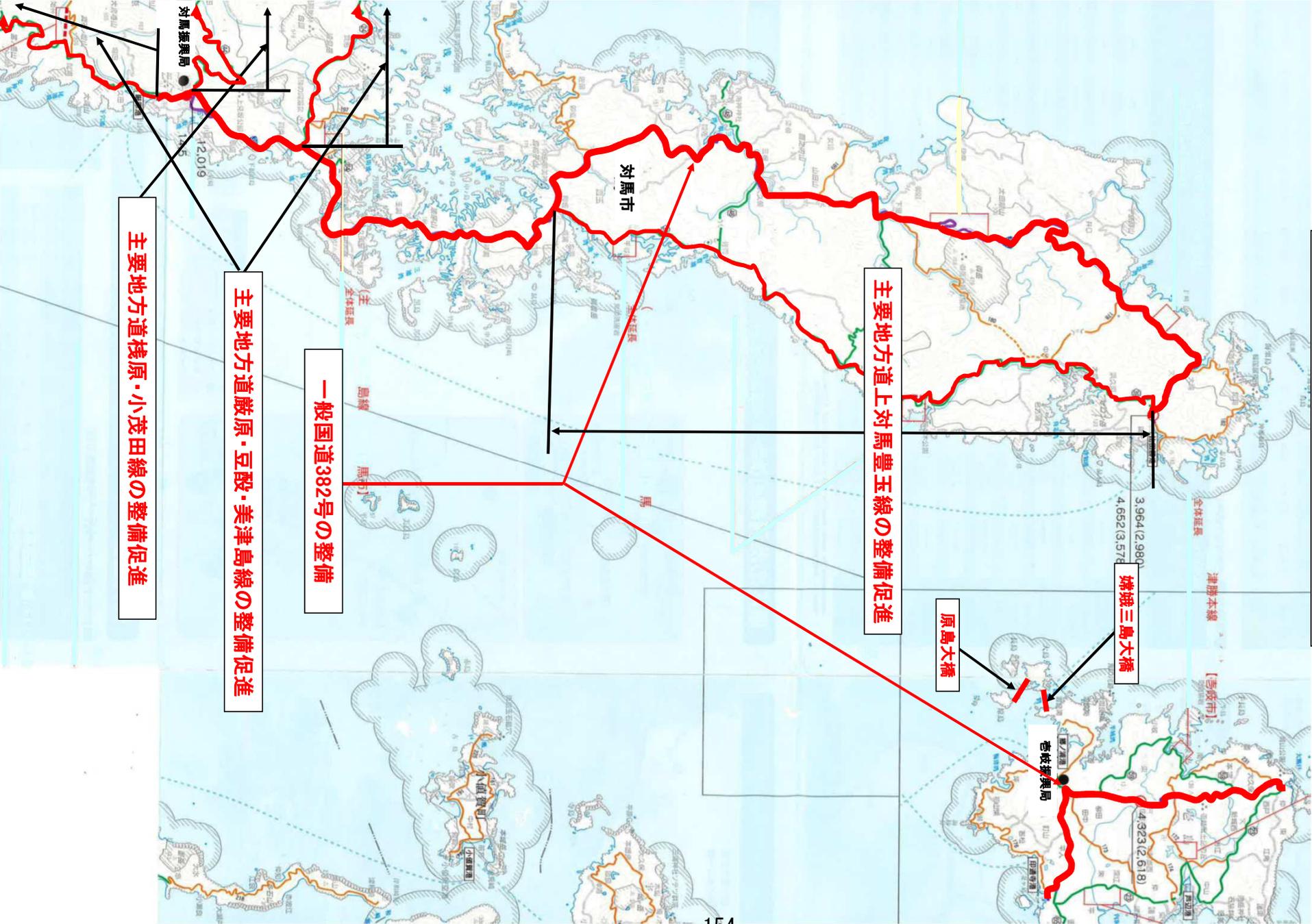
凡 例		
計画路線	供用区間	■■■■
	整備区間	■■■■
	その他の区間	□□□□
構想路線		○○○○
要望路線		●●●●
整備促進路線		■■■■

凡 例	
国 道	—
主要地方道	—
道 道	—
広 域 農 道	—
河川	—
海岸線	—
境界線	—
市界線	—
町界線	—
村界線	—





吉岐・対馬地域



主要地方道椋原・小茂田線の整備促進

主要地方道敵原・豆岐・美津島線の整備促進

一般国道382号の整備

主要地方道上対馬豊玉線の整備促進

原島大橋

焼畑三島大橋

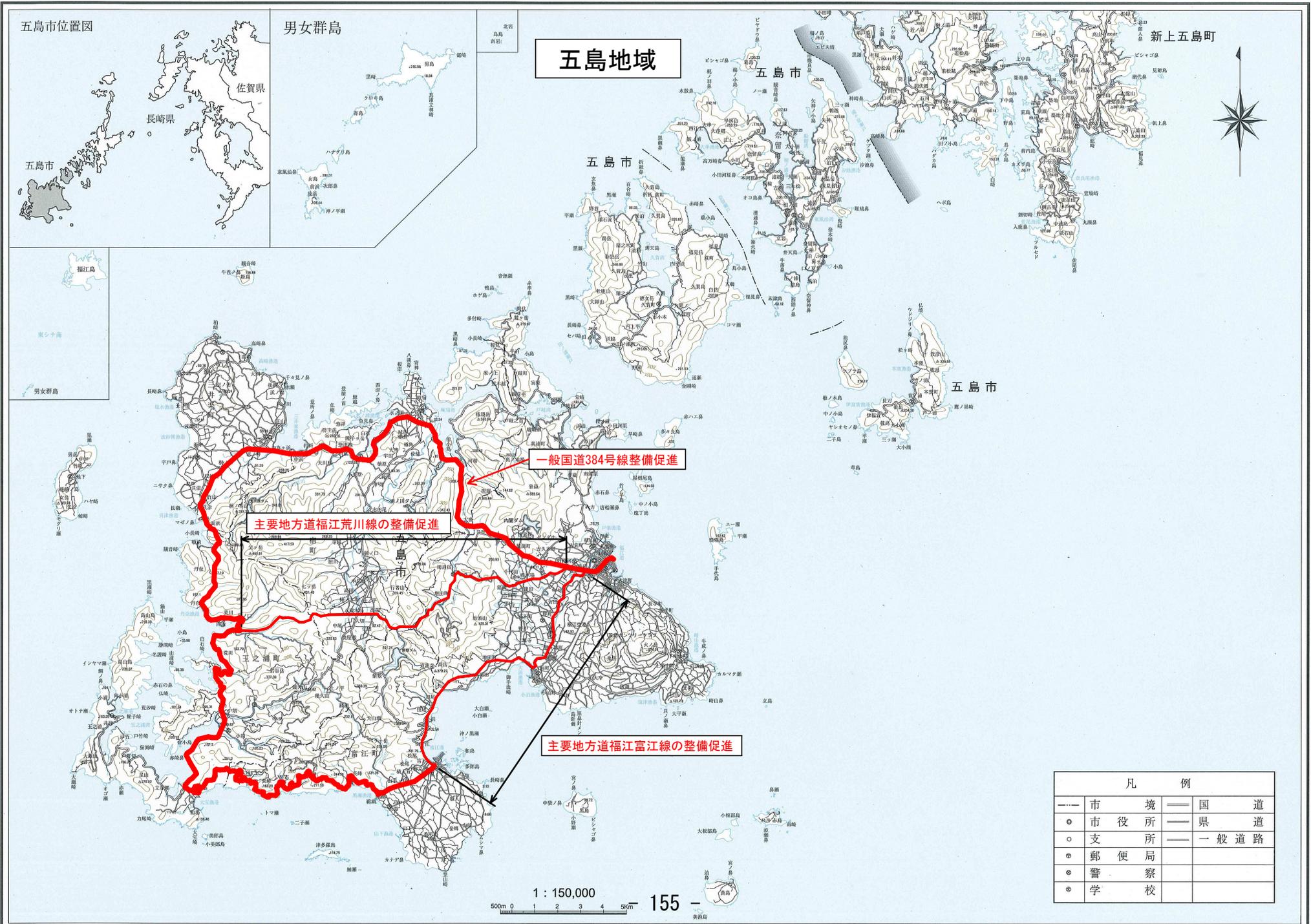
香岐線駅

対馬市

# 五島市全図

資料9-1

平成十八年五月



長崎県五島市

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



## 第10号議案

### 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 農業の振興対策について〔継続2回〕

##### (1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

##### (2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

##### (3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年~~アライグマや~~アナグマ、~~シカ、カラス~~等による農作物被害も急増していることから、~~国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種国の実施要領別記3第3の「その他の獣類」~~の上限単価の見直しや~~国の~~捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。(五島市)

(資料 10-1 参照)

(説明)

・交付金名称を記載するなどの文言の修正を行うもの。(五島市)

#### (4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

#### (5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

## 2. 水産業の振興対策について [継続2回]

### (1) 養殖魚~~トラフダ~~の~~国内外での~~消費拡大と養殖共済の加入促進について

~~新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や近年、中国から輸入される安価な養殖トラフダや国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。~~

~~一方、このような状況の中、和食ブームやインバウンド世界の人口増加に伴い、海外における外国人の国産水産物~~トラフダ~~食へのニーズは高まっている。おり、平成28年9月に中国国内における~~フダ~~食の解禁が実現したが、天然魚や活魚、~~

~~輸入品については対象外となっている。また、他の諸外国の多くは輸入禁止又は制限がなされており、輸出解禁が進んでいない。~~

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のPRを行い、~~トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進への支援を行うこと。~~ ~~併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、こと。~~ ~~また、養殖業者が安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助率の補助限度率のを引き上げを国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。~~ (松浦市)

(説明)

・「養殖トラフグ」を「養殖魚」に改め、対象を養殖魚全体とするもの。(松浦市)

## (2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料 10-2 参照)

## (3) 漁業就業者対策の充実について

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② ひとが創る持続可能な漁村推進事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限（5年以上）を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設するよう国に働きかけること。

## 令和2年度 イノシシによる農作物被害状況一覧

市町村名	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害量(kg)
長崎市	20,155	1,135	85,345
佐世保市	56,796	4,723	320,220
島原市	386	22	4,347
諫早市	12,649	966	60,839
大村市	5,227	377	26,807
平戸市	30,199	3,477	186,412
松浦市	11,756	1,042	94,418
対馬市	1,201	100	7,825
壱岐市	47	5	797
五島市	6,267	756	166,511
西海市	7,583	532	34,755
雲仙市	5,704	339	35,243
南島原市	6,299	382	40,465
長与町	4,471	160	28,011
時津町	860	40	3,910
東彼杵町	9,349	901	40,423
川棚町	2,938	281	12,697
波佐見町	4,562	637	19,734
小値賀町	398	112	10,420
佐々町	3,621	321	15,742
新上五島町	366	17	3,147
計	190,834	16,325	1,198,068

## 放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R4.1現在調査）

長崎市	31隻
佐世保市	49隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	31隻
壱岐市	27隻
平戸市	154隻
松浦市	37隻
五島市	227隻
西海市	33隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	33隻
合計	662隻



## 第 1 1 号議案

### 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

#### 1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続3回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 11-1 参照）

#### 2. 工業団地の整備について〔継続6回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その補助率の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

#### 3. V・ファーレン長崎への支援について〔継続2回〕

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- (1) 県内全市町で構成する「V・ファーレン長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- (2) V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。
- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前などで県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取り組みを図ること。
- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

（資料 11-2 参照）

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○**地方税の減免に伴う補てん措置**

・**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん**

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置  
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除  
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

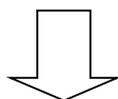
⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆**固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産**

対象資産：土地、建物、構築物



**機械及び装置が補てん対象となっていない**

## 自治体支援の状況

### 1 V・ファーレン長崎自治体連携会議

県下市町において自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった2020シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていることを考慮し、各自治体からクラブへの支援という形から、双方が連携して地域課題の解決を目指す段階に進んでいると判断し、各自治体とクラブとの合意により、会議名を自治体連携会議と改称することとした。今後は、自治体の各施策とクラブの地域貢献活動との連携を軸に協議を行い、具体的な取り組みに繋げていく。

【構成】 県及び県内全市町で構成

【令和3年度開催状況】

回数	期日	内容
連携会議 第1回	R3.6.14(月)	V・ファーレン長崎からの報告 V・ファーレン長崎と各市町の連携状況について
連携会議 第2回	R310.6(水)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町のV・ファーレン長崎関連事業について
連携会議 第3回	R4.2.9(火)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町のV・ファーレン長崎関連事業について

### 2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場、トランスコスモスタジアム長崎

### 3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・江川 湧清 選手 南島原市出身 鎮西学院高校 (2019シーズン加入)
- ・楯先 祐弥 選手 長崎市出身 東福岡高校→早稲田大学 (2021シーズン加入)
- ・五月田 星矢 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (2021シーズン加入)
- ・安部 大晴 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (V長崎 U-18 兼 2022シーズン加入)

## 第12号議案

### 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続2回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、~~公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、対象を現在の小1・6、中1の3学年から、全学年に拡充するとともに、~~小学1、2年生を30人学級とするとともに、~~中学校においてもその他の学年は~~35人学級とすること。(大村市)

(説明)

・国において、学級編制の見直しが進められているため、それに対応した表現にするもの。(大村市)

- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員(担任)として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

#### 2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続2回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

#### 3. 派遣指導主事の配置について〔継続2回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

(資料 12-1 参照)

#### 4. 養護教諭の配置について〔継続 2 回〕

分校及び 3 学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

#### 5. 学校事務職員の配置について〔継続 2 回〕

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び 4 学級未満（中学校においては 3 学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

#### 6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について〔継続 2 回〕

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 12-2 参照)

## 7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続2回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

## 8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続2回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

(資料 12-3 参照)

## 9. ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための支援について〔継続2回〕

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、ICTを効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校におけるICT教育環境の充実を図ること。

(資料 12-4 参照)

## 10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔継続2回〕

(1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平

成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 12-5 参照)

(2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 12-6 参照)

### 1 1. 特別支援学級編制基準の弾力化について [継続1回]

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員1人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

### 1 2. 統合型校務支援システムの導入について [継続1回]

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して財政支援措置を講じるとともに、国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。

### 1 3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について [継続5回]

文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされ、超過勤務の上限の目安時間として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないように示された。

長崎県内21市町においても、超過勤務の縮減に向け取り組んでいるところであるが、教頭の超過勤務が課題となっている。

については、超過勤務の改善及び教育全体の質の向上を図るため、教頭の配置を教科別現員数の定数外とすること。

## 派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和4年1月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人)計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	68	18,443	27,070	34
	中学校	37	8,627		
佐世保市	小学校	44	13,184	19,425	34
	中学校	24	6,186		
	義務教育学校	2	55		
島原市	小学校	9	2,302	3,412	8
	中学校	5	1,110		
諫早市	小学校	28	7,500	10,941	12
	中学校	14	3,441		
大村市	小学校	15	6,302	9,323	11
	中学校	6	3,021		
平戸市	小学校	15	1,436	2,158	6
	中学校	8	722		
松浦市	小学校	9	1,161	1,735	5
	中学校	7	574		
対馬市	小学校	18	1,338	2,062	7
	中学校	12	724		
壱岐市	小学校	18	1,382	2,129	6
	中学校	4	747		
五島市	小学校	14	1,544	2,359	8
	中学校	10(1)	815		
西海市	小学校	13	1,211	1,786	6
	中学校	6	575		
雲仙市	小学校	17	2,095	3,150	6
	中学校	7	1,055		
南島原市	小学校	15	1,995	3,064	7
	中学校	8	1,069		
計	小学校	283	59,893	88,614	150
	中学校	148(1)	28,666		
	義務教育学校	2	55		

※学校数欄の( )内の数字は休校の学校数(外数)

## 小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和4年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	- 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	19	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に19人(1名が1校の学校相談員を兼務)を配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02 中20校 R03 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小61校195人 中18校25人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小 H16 中 R02	H21 小38校 H28 小58校 H22 小38校 H29 小58校 H23 小38校 H30 小61校 H24 小48校 R01 小64校 H25 小63校 R02 小50校、中4校 H26 小62校 R03 小61校、中18校 H27 小60校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	8	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	1	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に1人配置。(適応指導教室において小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(30)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校、中34校 H30 小28校、中34校 R01 小31校、中34校 R02 小35校、中34校 R03 小44校、中34校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	22	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援。	H22	H22 1名 H26 2名 H30 4名 H23 2名 H27 2名 H31 4名 H24 2名 H28 3名 R2 6名 H25 2名 H29 3名 R3 7名
	教育相談員	非常勤職員	- 159回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など。	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	3	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	適応指導教室担任	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	1	月14日以内、1日5時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	14	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
スクールカウンセラー	県配置 会計年度任用職員	0(19)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9		
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(7)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全中学校・関係小学校に配置。 全中学校に1日6時間の35週 2つの小学校に1日3時間の35週	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。 1日6時間の35週	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
諫早市	心のケア相談員	パートタイム 会計年度 任用職員	13	週3日程度、概ね年間100日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教室相談員	パートタイム 会計年度 任用職員	7	週3日程度、概ね年間100日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度 任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	
	スクール カウンセラー	県非常勤 職員	0(11)	4小学校、12中学校に配置し、教育相談、カウンセリング等を行う。	H14	
	スクールソーシャル ワーカー	県非常勤 職員	0(1)	1日7時間、週2日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	
大村市	心の教室相談員	会計年度 任用職員	19	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度 任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度 任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクール カウンセラー	県配置職員	0(14)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	適応指導教室 室長	会計年度 任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	適応指導教室 補助指導員	会計年度 任用職員	3	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	適応指導教室 補助指導員	会計年度 任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生 サポートルーム	会計年度 任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務。 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設。	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	適応指導教室 指導員	会計年度 任用職員 (パート)	2	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャル ワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。	H24	
	スクール カウンセラー	県配置 非常勤職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
松浦市	適応指導教室 指導員	会計年度 任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度 任用職員 (県配置職員)	0(1)	週3日(1日6時間)の勤務。市内を3地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市ス クールカウ ンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度 任用職員	4	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に配置)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度 任用職員	55	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校18校、中学校8校に配置)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援セン ター指導員	会計年度 任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャル ワーカー	会計年度 任用職員	1(1)	1日6時間、週3日(県)、週2日(市) 年間35週を基本 拠点校の中学校1校(県)、小学校1校(市)に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクール カウンセラー	会計年度 任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校5校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
岐阜市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日。他校に要請があった学校へ週1日、1~2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	1(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校7校、中学校10校に配置。	H13	小1校、中1校は高校のエリア校配置 小1校は、中学校のエリア校配置 小3校、中2校は単独配置 小2校、中6校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22~H23 中6校 H24 中5校 H25~ 中4校
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21~H24県配置 H25.5~H26 1名雇用 H27~県配置 H30~市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小・中学校8校に配置。(内1校はエリア校)	H18	
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	1	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	12	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。小学校5人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。1日5時間45分、年間勤務日数200日(上限)	R3	前年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として今年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校8校、小学校7校配置。	H18	

## 学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和4年1月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24・25・26…36人 H27・28・29・30…43人 R01・02・03…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム 会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員 (パート)	5	週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	3	年間200日間(1日7時間)、各学校を週1回巡回して勤務	H26年7月～	
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	14	市内小・中学校29校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1名は3校勤務(3校で200日)、その他は1人あたり2校勤務(100日×2校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人4～7校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間260日勤務 ・週23時間以内、年間192日勤務	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	9	司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校に配置(内1人は小学校兼務) 図書補助員(5人)は1日4時間、週5日勤務、小学校10校に配置(1人につき2校担当)	司書:H21 補助員:H23	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員 (スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

## 長崎県内のICT教育環境整備状況

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト	デジタル教科書
長崎市 (小68、中37)	理科室に小中全部 特別支援学級を有する学校に1台 通級指導教室に1台 大型提示装置は普通学級に各1台	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1~小3は「ロイノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の 道徳、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道徳)
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	H28~R2 全小・中・義務教育学校に2台整備 必要に応じて学校配当予算で整備	令和3年1~3月に全小・中・義務教育学校の児童生徒用 Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台	普通教室(各1台)、PC室(各40台) 合計(各小・中学校へ727台整備) スクイメンュー、キューブキッズ、キューブNext 一人一台端末は整備済	小:1年生~6年生(算数) ※各学年1つ 中:1年生~3年生(英語、理科)※各学年1つずつ
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台	【児童生徒用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和3年9月~) 「navima」を全児童生徒アカウントに導入 →来年度希望する学校は保護者負担	小学校 各学校に指導者用(国語、算数、外国語)を導入 中学校 各学校に指導者用(国語、数学、英語)を導入
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:287台 中:132台	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education, eライブラリアドバンス	小:国語、算数、英語(全学年、指導者用) 中:国語、数学、英語(全学年、指導者用)
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	・令和2年度中に、市内全児童生徒(小1483台、中742台)に1人1台 導入 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 協働学習型教材を小中のモデル校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入	小:算数(1~6年生)、理(3~6年生)、社(5~6年生) 中:国語、数学、理科、英語、社会 ※指導者用
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各2台	令和3年12月にChromebook(LTE方式5GB/月)の整備完了 有償の授業支援ソフトの整備の予定はなし	全て指導者用 小:算数、理科 中:数学、英語、理科、社会
対馬市 (小18、中12)	プロジェクターを各小学校3台、中学校 は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板 として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)	小:英語(指導者用)導入済
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4~6台 中:普通教室全てに導入	ChromeBook(wi-fi)を導入済 小:1,624台(教師用含む) 中:836台(教師用含む) Workspace for Educatin、eライブラリアドバンスを活用	未定
五島市 (小14、中11)	市内小中学校すべての普通教室に電 子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校:77台 ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小 児童用:1,574台、教師用:101台 中 生徒用:844台、教師用:51台 ・授業支援ソフトは、R3においてはGoogleWorkspaceを利用。 ・R4に有償の授業支援ソフトの導入を予定している。	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書 (指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書 (指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入してい る。
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室 (理科室・音楽室・学校裁量の場所)に 電子黒板を整備している。	・令和2年度、全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを 整備済 (小学校1469台、中学校635台 ※教師用を含む) ・現状、授業支援ソフトは整備せずG Suite for Educationを活用して いる。令和4年度については、新たな授業支援ソフトの導入を予定	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語(令和2年度整備 済) 中:国語、社会、数学、理科、英語(令和3年度整備 済)
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設 全181台	Chromebook(wi-fi)を導入済 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語
南島原市 (小15、中8)	小:学級1台 計109台 中:各校5台程度 計42台	R2:小(1,114台・小4~小6、教師用) R2:中(1,146台・中1~中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1~小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針	指導者用デジタル教科書 R2:小(算数・全学年) R3:中(英語・全学年) 指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R2:小(書写・生活・外国語・道徳) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道徳)

## 長崎県内のICT教育環境整備状況

令和4年1月1日現在

市名	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	ICT支援員8名を業務委託にて配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和3年度・・・24名(市内70校に対し3校に1名配置の割合) ・令和4～6年度・・・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	H31:1名雇用 R 2:1名雇用 R 3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) (※R4.4月～7月まで)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	未定	未定
大村市 (小15、中6)	R3年:1人 時給1155円×6時間(市雇用)	家庭負担
平戸市 (小15、中8)	1社と業務委託 管理台数の増加に伴い、予算増の予定	家庭負担
松浦市 (小9、中7)	GIGAスクールサポーターを2月まで業務委託にて配置(1月まで3名、2月は1名)	市負担(5G/月)
対馬市 (小18、中12)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
壱岐市 (小18、中4)	未定	未定
五島市 (小14、中11)	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名)	R3は特別な場合を除き、持ち帰り帰りなし。(持ち帰りの場合は家庭の回線に接続) R4は基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を検討中。
西海市 (小13、中6)	GIGAスクールサポーター4人(統括1名、学校訪問3名)を市内全校に合計425回(各校25回)訪問で業務委託	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額10000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	令和4年度に業務委託による配置を検討	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	H29:4人 時給1,010円×5.75時間 190日(市雇用) H30:4人 時給1,010円×5.75時間 190日(市雇用・1名欠員) H31:2人 時給1,040円×5.75時間 190日(市雇用) R2:2人 時給1,050円×5.75時間 190日(会計年度任用職員) R3:2人 時給1,050円×5.75時間 190日(会計年度任用職員)	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。  通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

## 長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	-	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	-	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	-	10,880
6	2,700	1,300	6,880	-	10,880
7	2,700	1,300	6,880	-	10,880
8	2,700	1,300	6,880	-	10,880
9	2,700	1,300	6,880	-	10,880
10	2,700	1,300	6,880	-	10,880
11	2,700	1,300	6,880	-	10,880
12	2,700	1,300	6,880	-	10,880
13	2,700	1,300	6,880	-	10,880
14	2,700	1,300	6,880	-	10,880
15	2,700	1,300	6,880	-	10,880
16	2,200	1,100	6,880	-	10,180
17	2,200	1,100	6,880	-	10,180
18	2,200	1,100	6,880	-	10,180
19	2,200	1,100	6,880	-	10,180
20	1,980	990	6,192	-	9,162
21	1,980	990	6,192	-	9,162
22	1,980	1,100	6,192	-	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	-	9,572
25	2,280	1,100	6,192	-	9,572
26	2,280	1,100	6,192	-	9,572
27	2,052	990	6,192	-	9,234
28	2,052	990	6,192	-	9,234
29	2,052	990	6,192	-	9,234
30	2,052	990	6,192	-	9,234
R元	2,052	990	6,192	-	9,234
2	2,052	990	6,192	-	9,234
3	2,052	990	6,192	-	9,234

## 長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900
長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742
全国中学校総合文化祭派遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900
長崎県中学校文化活動推進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
全国中学校総合文化祭長崎大会開催事業補助金												4,332			
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057

\* \* \*

## (3) 令和4年度長崎県市長会収支予算書(案)

## 令和4年度長崎県市長会収支予算書(案)

収入額 25,424 千円  
 支出額 25,424 千円  
 差引額 0 千円

(収入の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘要	
負担金	12,325	12,325	0	1 各市負担金	12,325
				長崎市	1,454
				佐世保市	1,166
				島原市	858
				諫早市	1,043
				大村市	940
				平戸市	858
				松浦市	858
				対馬市	858
				壱岐市	858
				五島市	858
				西海市	858
				雲仙市	858
				南島原市	858
交付金等	7,040	7,035	5	1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金	1,820
				団体助成金(地域活性化センター)分	
				2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金	4,000
				市長会議、副市長会議、主管課長会議、市長行政研修助成金分	
				3 全国市長会交付金	770
				4 共済事業説明会開催補助金	450
諸収入	1	1	0	1 預金利息	1
繰越金	6,058	4,549	1,509	1 前年度繰越金	6,058
合計	25,424	23,910	1,514		

(支出の部)

(単位:千円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減額	摘要	
事務費	13,096	13,166	△ 70	1 事務費	11,366
				2 会議費	1,730
事業費	7,583	6,899	684	1 国への要請活動費	495
				2 国・県への要望費(提言書作成等)	559
				3 研究・研修費	4,708
				4 補助費(地域活性化センター)	1,821
予備費	4,745	3,845	900		
合計	25,424	23,910	1,514		

## 令和4年度長崎県市長会負担金

(算出基礎)

(単位：円)

人口区分	均等割	人口割	計
5万未満	385,000	473,000	858,000
5万以上～10万未満	385,000	555,000	940,000
10万以上～20万未満	385,000	658,000	1,043,000
20万以上～30万未満	385,000	781,000	1,166,000
30万以上～40万未満	385,000	905,000	1,290,000
40万以上	385,000	1,069,000	1,454,000

(各市負担金)

(単位：円)

市名	人口	令和4年度負担金		
		均等割	人口割	計
長崎	409,118	385,000	1,069,000	1,454,000
佐世保	243,223	385,000	781,000	1,166,000
島原	43,338	385,000	473,000	858,000
諫早	133,852	385,000	658,000	1,043,000
大村	95,397	385,000	555,000	940,000
平戸	29,365	385,000	473,000	858,000
松浦	21,271	385,000	473,000	858,000
対馬	28,502	385,000	473,000	858,000
壱岐	24,948	385,000	473,000	858,000
五島	34,391	385,000	473,000	858,000
西海	26,275	385,000	473,000	858,000
雲仙	41,096	385,000	473,000	858,000
南島原	42,330	385,000	473,000	858,000
13市計	1,173,106	5,005,000	7,320,000	12,325,000

(人口は令和2年度国勢調査人口による)

# 2 協議事項

\*\*\*

## (1) 令和4年度長崎県関係国会議員との意見交換会について

### 1 日時

令和4年5月31日(火) 17:30~18:30 で調整中

- ・例年、全国市長会総会等の日程に合わせて開催。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、直近2年間は開催見合せ。
- ・会議終了後の懇親会は行わないこととしたい。(新型コロナ影響を考慮)

### 2 場所

砂防会館別館3階 六甲会議室(東京都千代田区平河町2-7-4)

### 3 議題

主管課長会議において出てきた内容をまとめ4月5日の市長会議で  
お示しし、その際、各市長からも意見をお聞きした上で、後日、会長等と協  
議のうえ決定する。

#### (参考1) 令和元年度の意見交換会の議題

- (1) 九州新幹線西九州ルート of 整備について
- (2) 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について
- (3) 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について
- (4) 地方バス路線維持対策について
- (5) 地方における無電柱化事業の推進について

#### (参考2) 令和4年度 全国市長会総会等関連会議の開催予定

月 日	時間	会議名	出席対象市長
5月31日 (火)	11:00~12:00	理事・評議員合同会議	【現】役員等市長
	13:30~15:00	行政・財政・社会文教・経 済の各委員会	【現】役員等市長
	15:30~17:00	市長フォーラム	全市長
6月1日 (水)	10:00~11:50	全国市長会議(通常総会)	全市長
	総会終了後	行政・財政・社会文教・経 済の各委員会	【新】役員等市長
	13:00~13:15	正副会長会議 (終了後、要請活動)	正副会長

長崎県関係国会議員との意見交換会 開催状況

R4.3.15市長会事務局作成

年度	開催日	開催場所	全国市長会総会等	出席者		議題(提言書の中から選定)
				国会議員	県内首長	
R4 (案)	5月31日(火) 17:30~18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	5/31 理事会,各分科会,フォーラム 6/1 総会,各委員会等	[対象議員] ・自民5(加藤,谷川,北村, 金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・立憲民主2(山田,末次) ・公明1(秋野)	[対象市長] 13市長	後日選定
R2 R3	<b>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催見合せ</b>					
R元	6月11日(火) 17:30~18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/11 理事会,各分科会,フォーラム 6/12 総会,各委員会等	[対象議員] ・自民6(福岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	[対象市長] 13市長	①九州新幹線西九州ルート of 整備について(大村市) ②現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(西海市(佐世保市)) ③浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について(佐世保市) ④地方バス路線維持対策について(諫早市) ⑤地方における無電柱化事業の推進について(島原市)
H30	6月5日(火) 17:30~18:30	砂防会館別館3階 六甲会議室	6/5 理事会,各分科会,フォーラム 6/6 総会,各委員会等	[対象議員] ・自民6(福岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀) ・国民民主1(西岡) ・公明1(秋野)	11市長 (五島市長, 南島原市長 欠席)	①九州新幹線西九州ルート of 整備について(諫早市) ②地域医療における医師確保対策等について(西海市) ③離島航路・離島航空路線の維持について(壱岐市) ④現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(対馬市(佐世保市)) ⑤大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について(松浦市)
H29	6月5日(月) 16:00~17:00	都道府県会館 4階(401号会議 室)	6/6 理事会,各分科会,フォーラム 6/7 総会,各委員会等	○:7(福岡,加藤,谷川, 北村,金子,古賀,高木) ×:1(秋野)	13市長	①一般財源の総額確保等について(佐世保市) ②社会資本整備総合交付金の予算確保について(対馬市) ③大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について(島原市(松浦市)) ④九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について(諫早市) ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について(大村市)
H28	5月25日(水) 15:30~17:00	都道府県会館 4階(401号会議 室)	全国市長会開催時には既に国会が終了 していたため、前倒しし会期中の5月25 日に開催 6/8 総会(10時~)	○:7(全員) ※途中参加 谷川,金子 途中離席 谷川,金子,高 木	12市長 (長崎市長欠 席)	①社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ②九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について ③地方交付税の所要額確保について ④就農給付金制度の拡充について ⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について ⑥大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について

## (2) 令和4年度市長行政研修について

### 1 市長行政研修先にかかる意向調査結果

・調査実施時期 令和3年12月 ・回答市数 全13市

・結果概要

視察を希望する分野を選択する問いでは、DX、情報化等(6市)が最も多く、次いで環境、脱炭素等(4市)であった。

また、希望する分野での視察候補先自治体として、会津若松市の「スマートシティ会津若松」の取組及び京都市、鎌倉市など「観光交通イノベーション地域」の取組の希望があった。

令和2年度に当初予定していた視察先(高知県高知市ほか)を希望するか否かの問いでは、希望する7市、希望しない3市、どちらでもよい3市であった。

### 2 市長行政研修先(案) 福島県 会津若松市

「スマートシティ会津若松」による都市OSを用いた多分野への行政サービスの展開

会津若松市では、生活を取り巻く様々な分野でICTを活用し、住民の利便性を高める取組「スマートシティ会津若松」を推進している。

具体的には、ICTを手段・道具として、行政、民間等が持つデータをだれもが容易に利用できる共有財産にし、これを地域、民間等と連携し、健康や福祉、防災など、住民に身近な分野において、住民サービス向上に向けた活用が行われている。

この都市全体の取組み基盤を「都市OS」と呼ぶが、同市から始まったこれらの試みが、現在、全国各地に広がり始めている。

さらに同市では、この「スマートシティ会津若松」で培った土台を展開させた地域主導によるデジタル共助社会の実現を図るため、内閣府の「スーパーシティ型国家戦略特別区域」の指定を目指すなど、次なるステージへの進化に向けた取組みが進められている。

このように、同市はICTを用いた行政サービス向上に関する分野において、先駆的な取組を進めている自治体である。

長崎県内では、令和3年度から県と県内全市町が連携し、データ連携基盤の構築を進めているところであり、令和4年度は、まずは観光と防災の分野から住民サービス向上に向けた活用を進めることとなっているが、今後、健康や福祉など他分野への活用を図る上でも、実際の取組状況の視察は非常に重要であると考える。

### 3 時期 10月末～11月初旬



# 様々な分野で「スマートシティ会津若松」を推進

このパンフレットで紹介している取組のほかにも、様々な分野で取組を進めています。

<b>人材育成</b>	会津大学と連携したアナリティクス・セキュリティ人材育成 情報処理技術者試験等を活用した庁内の人材育成・確保 AOI (Aizu Open Innovation) 会議 / CODE for AIZU
<b>しごとづくり</b>	サテライトオフィスの運営 / ふるさとテレワーク事業 ICT オフィス環境整備 (500 人規模のオフィスビル整備)
<b>ソフト基盤</b>	オープンデータ基盤構築 (Data for Citizen) 閲覧者の属性に合わせた情報プッシュ型ホームページの構築 (会津若松+) テレビを活用した行政・地域情報配信サービス (みなとチャンネル) データセンターを活用したクラウド型のシステム運用
<b>交通</b>	公用車走行情報収集 データ分析に基づくバス路線の最適化 / スマートバス停 (民間) / オンデマンドバス
<b>行政</b>	タブレット活用型窓口業務システム / タッチパネルでの窓口受付サービス LINE と AI チャットボットを活用した問い合わせへの自動応答サービス GIS 基盤構築 + 全住民の居住地を地図上で管理 (日次更新) 除雪車位置情報システム / 地域密着型コミュニケーションサービス「あいべあ」 情報交流支援アプリ「ペコミン」
<b>医療</b>	遠隔診療 (オンライン診療) の推進 / AI による虐待等の早期発見 (実証) スマートウォッチやセンサーを活用した IoT ヘルスケア (実証) 母子健康手帳の電子化「母子健康情報サービス」
<b>エネルギー</b>	木質バイオマス発電所 (民間) / 風力発電所 (民間) / メガソーラー発電所 (民間) H E M S / デマンドレスポンス / B E M S 電気自動車公用車の蓄電池としての活用
<b>農業</b>	スマートアグリ (養液土耕システム / 水田の水管理システム) ドローンによる生育管理 / 植物工場 (民間)
<b>教育</b>	タブレット活用型教育支援システム / 電子黒板 / 学校情報の配信サービス「あいづっこ+」 / デジタル未来アート
<b>観光</b>	レコメンド型観光サイト (デジタル DMO) / ICT おもてなし Wi-Fi データ分析に基づく観光プロモーション
<b>商工</b>	5 G 通信を活用した日本酒の製造・流通管理 (実証) / まちなか Wi-Fi 会津 IT 産業振興協議会 / IT 関係特許相談窓口
<b>防災</b>	J アラートとも連携した防災情報メール配信 GIS を活用した災害対策 / 水位センサーを活用した災害対策 (実証)

**ICTは、手段・道具 (ツール) として、様々な分野で活用できるものです。**

様々な分野で ICT を手段・道具として活用し、安全・安心で、利便性が高く暮らしやすいまち、住み続けられるまちを創っていきます。

**様々な分野で波及効果を生み出していきます。**

市や会津大学、地域の事業者、AiCT 入居企業のほか、地域外の企業や団体などの多様な主体が連携しながら、様々な分野で波及効果を生み出し、交流人口等の拡大や人口減少への歯止めにつながるよう取組を進めています。



## 会津若松市の概要



- 地理**
    - 東京から約 300km、磐梯山や猪苗代湖などの豊かな自然に恵まれたまち。
  - 産業**
    - 鶴ヶ城や飯盛山などの史跡・名所や、東山・芦ノ牧などの温泉地も有する観光地。
    - 電子デバイス・精密機械・非鉄金属産業などの高い技術を擁する企業が多く立地しているほか、会津清酒、会津漆器等の地場産業、稲作を中心とした農業も盛ん。
  - ICT 専門大学である会津大学**
    - コンピュータ理工学の専門的知識と英語教育により、グローバルに通用する人材を育成。
- 現住人口 : 119,365 人 世帯数 : 50,171 世帯 面積 : 約 383 km<sup>2</sup>  
 高齢化率 : 31.3% (令和 2 年 2 月 1 日現在)

■ 問い合わせ 会津若松市 企画政策部 企画調整課  
 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町 3 番 46 号  
 電話 : 0242-39-1201 FAX : 0242-39-1400  
 E-mail : kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



# 「スマートシティ会津若松」とは？

■ ICT などを利用して、地域産業の活性化を図りながら、安心して快適に生活できる「まちづくり」を進める取組です。

本市では、ICT（情報通信技術）や環境技術などを、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった生活を取り巻く様々な分野で活用し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めています。

こうした取組の総体が「スマートシティ会津若松」です。



# 人口減少の現状と「スマートシティ会津若松」

## 会津若松市の人口減少の現状

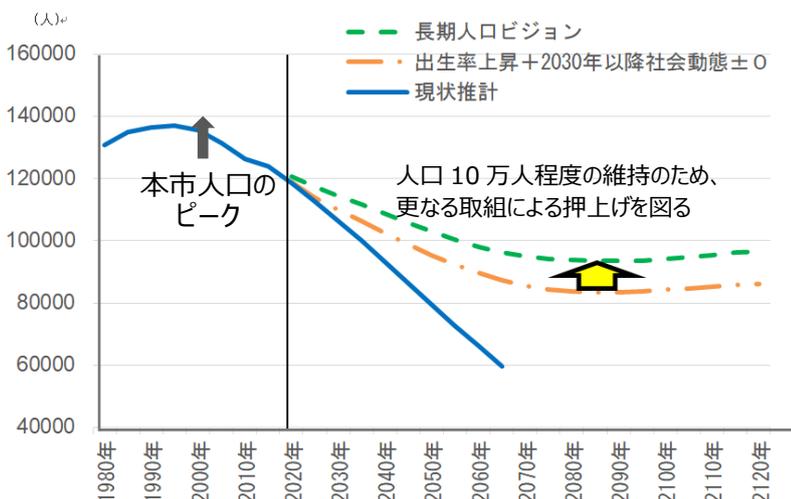
本市の人口は、1995年の約137,000人をピークに減少傾向が続いており、近年は毎年約1,000人を超えるペースで減少が続いています。こうした人口動態が今後も続けば、2040年には人口100,000人を下回り、2060年には現在の約半分となる約65,000人程度となることが予測されます。

また、この2060年の高齢化率（人口における65歳以上の方の割合）は約46%と、2020年3月現在の高齢化率である約31%を大きく上回ることが予測されます。

一方、子どもの数も減少傾向にあり、年間の出生数は2016年に900人を下回って893人、2019年は800人を下回って793人となっています。

このような人口減少と少子・超高齢化が進行する中において、その歯止めをかけていくと同時に、「住み続けることのできるまち」を創っていくことを目指して、本市ではICT関連産業の集積と生活の利便性向上を図る「スマートシティ会津若松」の取組を推進しています。

【第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン】より



このままでは・・・

人口減少・少子・超高齢化が一層進行



【住み続けられるまちを目指して】

「スマートシティ会津若松」と「地方創生」の推進により、「魅力的なしごとのあるまち」や、「生活の利便性が高いまち」（安全・安心なまち）を創っていきます。



先人から受け継いだ

この地に未来のまちをつくる。「スマートシティ会津若松」

### 「スマートシティ会津若松」の目的

#### 「安心して快適に生活できるまちづくり」を進めます

生活の利便性向上

スマートフォンなどで母子健康手帳の情報が見られるサービスや AI が簡易な質問に回答するサービス、自宅にしながら医師の診察を受けられるオンライン診療の取組などは、ICT を活用して生活の利便性を高めるサービスです。こうした取組を増やし、より便利で、安心して快適に生活できるまちづくりを進めていきます。



AI が簡易な質問にお答えする「LINE でチャット問い合わせサービス」

#### 産業振興を含めた「地域活力の向上」を図ります

地域のしごとづくり

「スマートシティ AiCT」への企業誘致を図りながら、産学官が連携した取組を増やすことで、地域の雇用としごとづくりを進めます。また、ICT を活用した効率化や技術の高度化を図ることで、地域産業の成長や雇用の維持拡大などの経済効果を生み出していきます。

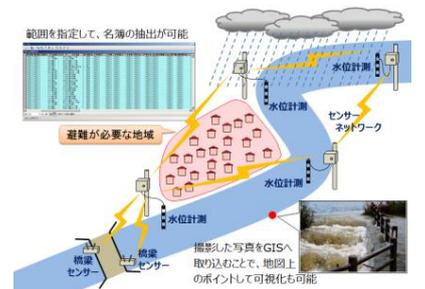


「スマートシティ AiCT」  
2019年4月開所

#### 「まちを見える化」し、まちづくりに役立てていきます

まちの見える化

本市では、どこに住民が住んでいるのかを地図上に表示し、それを分析することでバス運行路線を最適化するような取組を進めてきました。また、河川や水路などにセンサーを設置し、そこから取得したデータを活用すれば、地図上に水害予測や安全な避難経路を示すことなども可能になります。このように様々な情報から「まちを見える化」し、市民サービスの向上やまちづくりに活かしていきます。



住民の居住地を地図上で管理しているため、将来、センサーネットワークなどが構築されれば、防災対策等に役立てていくことが可能

### 「地方創生」の取組との連動

「第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの柱

本市では、「スマートシティ会津若松」と「地方創生」が連動した取組を進めることで、人口減少への歯止めと、住み続けられるまちづくりを進めていきます。

目指す姿	魅力的なしごとの創出・雇用の拡大	安全・安心なまち	更なる生活の利便性向上
------	------------------	----------	-------------

<p><b>柱1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり</li> </ul>	<p><b>柱2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出</li> </ul>	<p><b>柱3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり</li> </ul>	<p><b>柱4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備</li> </ul>
---	--	--	--



# ICT で暮らしを便利に！ ～ 生活の利便性を高める取組 ～

## 会津若松+ (プラス) ～ 知りたいことに応じて情報が届く ～

・「会津若松+」は、年齢や性別、家族構成、趣味などを登録すれば、「おすすめ」情報が優先的に表示されるホームページです。（例えば、子育て世代の方には、子ども向け情報が目立つ位置に表示されます。）

・地元の新聞記事などの地域情報も一体的に提供しています。

・日本郵便と連携し、インターネット上の郵便受けとなる「マイポスト」のサービスも実施しています。

・「マイポスト」は、厳格な個人認証を行っているため、これまでの電子メールとは異なり、本人確認が必要なお知らせも受け取ることができます。

・「会津若松+」は、ここを開けば様々なサービスの利用ができる玄関口となるようなホームページを目指しています。今後も生活の利便性を高めるようなサービスの追加を検討していきます。



除雪車の運行状況をリアルタイムに表示する「除雪車ナビ」や学校からの情報をお知らせする「あいづっこ+」など、様々なサービスと連携しています。（今後も様々なサービスの提供を検討）

個人の登録内容に応じて、「おすすめ」の情報を優先して表示



「マイポスト」は、本人確認が必要なお知らせも受け取ることができます。

会津若松+ 連携サービス

### 除雪車ナビ



・冬季には、市内の除雪車（約270台）の位置情報を公開しています。  
 ・「除雪車ナビ」は、「LINE でチャット問い合わせサービス」からもアクセスすることができます。

会津若松+ 連携サービス

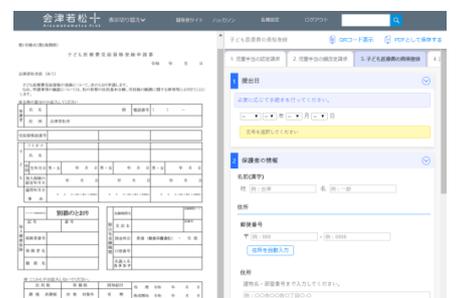
### AI による問い合わせ応答



・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの LINE を活用して、AI が「休日当番医」や「ごみの出し方」、「除雪車の位置情報」、「市の担当窓口はどこ？」などの簡易な問い合わせに 24 時間、365 日お答えします。

会津若松+ 連携サービス

### 申請書作成支援サービス



・市に提出が必要な申請書類の一部について、パソコンやスマートフォンを使って指定の項目を入力することで、複数の書類を一度に作成することができます。（作成した申請書類は、ご自宅等で印刷してご持参ください。）

母子健康手帳の電子化 ～ ICT の活用で、出産・子育てをサポート ～

- ・市の母子健康手帳の電子化サービスは、市で受けた乳幼児健診の記録や、予防接種の記録がデータ連携により自動反映し、スマートフォンなどで見ることができます。
- ・市からの子育て情報が届くほか、共有機能を使用すれば、ご家族などでお子様の成長の記録を見ることができます。



冊子版の「母子健康手帳」と併用してご利用いただくサービスです。

あいづっこ+(プラス) ～ 学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーション ～

- ・あいづっこ+は、子どもたちの学校での出来事がトピックスページで「日誌」としてタイムリーに配信されます。
- ・学校だよりなどが PDF で届くので、確認したいことをいつでもスマートフォンなどで見ることができます。
- ・学校での出来事が画像付きで配信されるので、アプリのアルバムに保存することができます。



オンライン診療 ～ 医療も便利に ～



- ・タブレット端末などを使って、通院の難しい患者さんを対象に、在宅のまま診察できる取組が実証事業として行われています。
- ・通院にかかる身体的・経済的負担を軽減したり、普段の生活している自宅などでの表情を把握できたりするなどの効果が期待できます。

みなとチャンネル ～ 中山間地域生活支援 ～



- ・「みなとチャンネル」は、家庭のテレビに専用の機器を接続することで、インターネットを通じて地域の情報を見ることができます。
- ・地域内の移動やバス停までの移動用として、電気自動車を活用した「みなとバス」の運行状況の確認や予約をすることもできます。
- ・「みなとチャンネル」に掲載されている情報は、地域の皆さんが日常の出来事を発信しています。



# ICTで地域の産業を元気に！ ～「しごと」づくりの取組～

## スマートアグリ ～農業にデータ分析とICTを活用し、効率を向上～

農業振興

・農業分野では、ICTやIoT(センサーなど)、収集されたデータを分析し、活用する取組も進めています。

### 養液土耕システム



労働時間減、品質向上

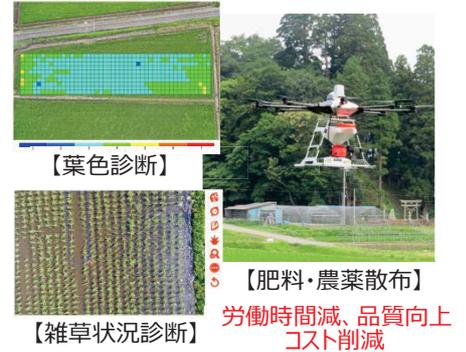
センサーで土中の水分量、温度、肥料濃度などを測定し、AIやタブレット端末などで設定した最適な水分と肥料を自動で供給します。

### 水田水管理システム



設定された水位になるように、自動で給水します。タブレット端末などで、水田ごとの水位や水温が確認できます。

### 栽培支援ドローン

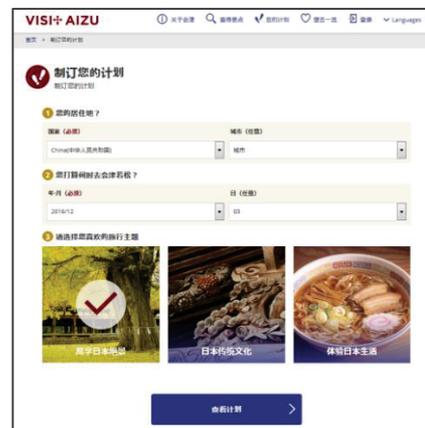


「生育診断用」と「散布用」の2種類のドローンにより、水稲や大豆の生育状況の診断や肥料・農薬の散布を行っています。

## VISIT AIZU (ビジット アイヅ) ～外国人の国籍に応じて会津の魅力を発信～

観光振興

- ・観光分野では、外国人の国籍などに合わせて「おすすめ」の観光情報を表示するホームページ「VISIT AIZU」を開設し、効果的に会津の情報を周知することで、誘客拡大につなげています。
- ・この他にも様々な手段で観光誘客を進めることで地域の消費を拡大し、地域の活性化を図っていきます。



アナリティクス産業を含めたICT関連産業の集流れは、「しごと」の創出が「ひと」を呼び、「ひと」が集他の産業への波及効果を含め、「まち」全体の活性

「スマートシティ AiCT」 ～先端 ICT 関連企業の集積（新たなしごとづくり）～

企業誘致

- ・ICT 関連企業の集積により、首都圏からの新たな人の流れと雇用の場の創出、若年層の地元定着を図り、地域の活性化に努めていくため、首都圏と同様のオフィス環境に加え、セキュリティや災害時の事業継続性に配慮した 500 人規模の入居が可能な ICT オフィスビルを整備しています。
- ・ここを中心に、ひと・しごと・データが集まる「まち」として、ICT 関連企業が集い・つながる場となるよう、エリアの総称を「スマートシティ AiCT（アイクト）」と名付けました。

「スマートシティ AiCT」 2019 年 4 月開所

オフィス棟（約 500 名規模）

・首都圏等からの一部機能移転、高付加価値部門などの ICT 関連企業の入居スペース

交流棟

・オフィス入居者や住民が利用できるパブリックスペース。



オフィス棟内  
サロン・ラウンジ



入居企業 × 会津大学 × 地元企業 × 地域住民 により、オープンイノベーションを加速  
+地域活性化 +交流・定住人口の増加 ⇒ 地域課題解決モデルの創出

サテライトオフィス誘致事業 ～移転を検討する企業に試行の場を提供～

企業誘致

- ・地方への移転を検討しているなど一定の条件を満たす企業や個人の方を対象として、試行的に利用をいただけるサテライトオフィスを 3 か所 整備しています。



・市長公舎サテライトオフィス  
（職住一体型）



・行仁町サテライトオフィス  
（高セキュリティ型）



・旧黒河内医院サテライトオフィス



企業等の本拠地から離れた場所で仕事をする「サテライトオフィス」

積によって生み出される新たな「しごと」と「雇用」、「交流人口」の増加といったまることでまた新たな「しごと」が増えるといった好循環を生み出していくものであり、化につながっていくものです。

市長行政研修の実施状況(平成24年度から実施)

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
<b>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施見合せ</b>				
令和元年度	R元.10.16(水) ～17(木)	香川県小豆島町 ◆芸術文化によるまちづくり ・瀬戸内国際芸術祭視察 ・二十四の瞳映画村視察  香川県高松市 ◆ICT・データを活用した自治体行政等 ・スマートシティたかまつ ・保育所AI入所選考 ・高松市の防災	長崎市長、諫早市長、平戸市長、香岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、対馬副市長 ほか担当者・随行者  合計21名 (8市長、1副市長、10随行者等、2事務局)	【宿泊】ベイリゾートホテル小豆島 【行程】 ※前泊 往)岡山駅～(借上バス)～新岡山港～(フェリー)～土庄港～(借上バス)～小豆島町～ホテル(17:30着) 復)小豆島町～(借上バス)～土庄港～(フェリー)～高松港～(借上バス)～高松駅(13:20着、解散)
平成30年度	H30.7.12(木) ～13(金)	兵庫県朝来市 ◆住民参加のまちづくり、人財育成プロジェクト及びシティプロモーション戦略について ・まちづくり工房井筒屋現地視察 ・口銀谷銀山町ミュージアムセンター(浅田邸)現地視察 ・甲社宅(朝来市旧生野鉾山職員宿舎、志村喬記念館)現地視察 ・朝来市役所訪問及び視察 ・竹田地域の移住起業者の活躍の場等現地視察	長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、松浦市長、香岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、対馬市副市長 ほか担当・随行者  合計26名 (10市長、1副市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】豊岡スカイホテル 【行程】 ※前泊 往)大阪(伊丹)空港～(8:50発 飛行機)～コウノトリ但馬空港～(借上バス)～朝来市～ホテル(17:30着) 復)朝来市～(借上バス)～大阪(伊丹)空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)
平成29年度	H29.7.10(月) ～11(火)	島根県雲南市 ◆地域自主組織・コミュニティ協議会現地視察、雲南市役所訪問及び視察 ・入間コミュニティ協議会現地視察 ・波多コミュニティ協議会現地視察 ・新市庁舎建設 ・コミュニティナース  岡山県真庭市 ◆真庭市役所訪問及び視察 ・バイオマス産業都市構想について ・新市庁舎建設 ◆バイオマスツアー ・銘建工業(株)本社工場視察 ・真庭バイオマス集積基地第2工場視察 ・真庭バイオマス発電(株)視察	13市長 ほか担当及び随行者  合計28名 (10市長、13随行者等、2事務局)	【宿泊】ホテル上代 【行程】 ※前泊 往)福岡空港～(8:05発 飛行機)～出雲空港～(借上バス)～雲南市～ホテル(17:25着) 復)真庭市～(借上バス)～岡山駅～(新幹線)～博多駅～(JR)～長崎駅(20:57着)
平成28年度		台風18号接近のため中止		
平成27年度	H27.10.5(月) ～6(火)	群馬県富岡市 ◆世界遺産登録前後の取組み ～「富岡製紙場と絹産業遺産群」(H26世界遺産) ～ ・周辺自治体や関係団体等との連携 ・環境整備状況(施設、道路、研修、体制 など)  石川県金沢市 ◆新幹線開通に伴うまちづくり ～北陸新幹線 ◆近代化と歴史文化が融合したまちづくり ・旧町名を貴重な歴史的的文化遺産として捉え復活、まちなか歩行回廊の整備 ・歴史的建造物の修復⇒「金沢職人大学校の創設」(伝統技術職人養成) ◆「学生のまち」としての取組み ～「学生のまち推進条例」(H22年全国初) など	佐世保市長、島原市長、諫早市長、平戸市長、対馬市長、香岐市長、西海市長、雲仙市長、松浦市副市長、五島市副市長、南島原市副市長 ほか担当及び随行者  合計22名 (8市長、3副市長、9随行者等、2事務局)	【宿泊】金沢都ホテル 【行程】 ※前泊 往)【7:30集合】品川駅(バス)～富岡製糸場(バス)～高崎駅(新幹線)～金沢駅着(16:13) 復)金沢市内(バス)→小松空港～(17:20発 飛行機)～福岡空港(18:40着)【解散】

年度	日時	研修先・内容	出席者	行程など
平成26年度	H26.11.4(火) ～5(水)	<p>島根県隠岐諸島</p> <p>◆海士町(山内町長講演、現地視察、懇親会)</p> <p>「離島発! 地域再生への挑戦」の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島まるごとブランド化、CAS</li> <li>・高校魅力化プロジェクト</li> <li>・産業振興(海藻センター、隠岐ファーム) など</li> </ul> <p>◆隠岐の島町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隠岐世界ジオパークとしての取組み</li> <li>・学校教育、生涯学習、ガイド養成、環境保護 など</li> <li>・国境離島としての取組み</li> </ul>	<p>長崎市長、佐世保市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、島原市副市長、対馬市副市長 ほか随行者</p> <p>合計22名 (8市長、2副市長、10随行者、2事務局)</p>	<p>【宿泊】海士町「マリンポートホテル海士」</p> <p>【行程】</p> <p>往) 長崎空港～(9:45発 飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～隠岐空港～(借上バス)～西郷港～(チャーター船)～菱浦港～(ホテルバス)～ホテル(15時着)</p> <p>復) 菱浦港～(高速船)～西郷港～(借上バス)～隠岐空港～(飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)</p>
平成25年度	H25.10.2(水) ～3(木)	<p>長野県飯田市</p> <p>① 飯田市長の講演「『ニッポンの日本』をデザインする南信州・飯田の戦略的地域づくり」</p> <p>② ラウンドアバウトに関する取組み</p> <p>③ 環境モデル都市(屋根貸しによる太陽光発電)</p> <p>④ 地域自治(公民館とまちづくり委員会)</p>	<p>長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、対馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市副市長 ほか担当・随行者</p> <p>合計21名 (8市長、1副市長、10随行者、2事務局)</p>	<p>【宿泊】飯田市「ホテルニューシルク」</p> <p>【行程】</p> <p>往) 福岡空港～(12:05発 飛行機)～中部国際空港～(借上バス)～飯田市(16時着)</p> <p>復) 飯田市～(借上バス)～中部国際空港～(飛行機)～福岡空港(17:50着)</p>
平成24年度	H25.1.28(火) ～29(水)	<p>① 香川県JR四国多度津工場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーゲージトレイン視察(多度津駅～坂出駅 FGT試乗)</li> </ul> <p>② 高松市役所、高松丸亀商店街</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画</li> <li>・まちなか再生</li> </ul> <p>③ JR九州本社(意見交換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線をつかったまちづくり</li> <li>・FGTの実用化に向けた取組み</li> <li>・鉄道をつかった観光促進の方策</li> </ul>	<p>長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、西海市長、大村市副市長 ほか担当・随行者</p> <p>合計15名 (5市長、1副市長、7随行者、2事務局)</p>	<p>【宿泊】高松市「高松東急イン」</p> <p>【行程】</p> <p>往) JR博多駅～(12時発 新幹線)～岡山駅～(特急)～多度津駅～(FGT試乗)～坂出駅～(FGT試乗)～多度津駅～(特急)～高松駅(18時着)</p> <p>復) 高松駅～(特急)～岡山駅～(新幹線)～博多駅(14:39着)</p> <p>JRとの意見交換後、16:30解散)</p>

( 3 ) 長崎県市長会役員等の選任について

(別室協議)

ア 長崎県市長会役員を選任

長崎県市長会会則第5条に規定する令和4年度の会長、副会長及び監事の選任(任期1年)

- 会長
- 副会長
- 監事

イ 全国市長会関係役員を推薦

全国市長会会則第6条から第8条までに規定する令和4年度の理事、評議員の推薦(任期1年)

- 理事 1名
- 評議員 3名

ウ 九州市長会関係役員を推薦

九州市長会会則第6条に規定する令和4年度から令和5年度の理事の推薦(任期2年)

- 理事 2名

全国市長会・九州市長会・県市長会推薦資料

上段は(全国)・中段(九州)・下段(県)

年度 市長	区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4 (案)
長崎	全国						副会長											
	九州					副会長	副会長											
	県	会長			会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	会長	
佐世保	全国	理事						評議員							副会長			
	九州			理事	理事	監事	監事							副会長	副会長			
	県	副会長				副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	
島原	全国			評議員			評議員				理事				評議員			評議員
	九州	理事	理事															
	県		副会長	副会長									監事	監事				副会長
諫早	全国	評議員					評議員					理事	理事					
	九州					理事	理事											
	県	監事	会長	会長								副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	
大村	全国		評議員					理事										評議員
	九州																	
	県		監事	監事	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長				理事	理事		
平戸	全国			評議員			評議員							評議員				評議員
	九州	理事	理事										理事	理事				
	県																	
松浦	全国		評議員		評議員									評議員				評議員
	九州																	
	県									理事	理事							理事
対馬	全国				評議員		理事							評議員				評議員
	九州																	
	県									監事	監事				理事	理事		理事
壱岐	全国				評議員		評議員							評議員				
	九州																	
	県									理事	理事			監事	監事			監事
五島	全国		理事			評議員		評議員※	評議員					理事				評議員
	九州			理事	理事								理事	理事				
	県				監事	監事	監事											
西海	全国	評議員		評議員		理事				評議員		評議員		評議員	評議員	理事		
	九州							理事	理事									
	県											監事	監事					
雲仙	全国	評議員		理事				評議員	評議員					評議員	理事			評議員
	九州					理事	理事											
	県							監事										
南島原	全国		評議員		理事		評議員					評議員	評議員・監事					
	九州							理事	理事									
	県														監事	理事	理事	

※長崎県市長会・全国市長会役員の任期は1年、九州市長会役員の任期は2年（R2～R3）

※推薦の目安：①就任経験のない市長、②前年度就任のない市長、③前回就任からの期間が長い市長、④その他(選挙等)を考慮

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

※平成26年度の全国市長会評議員については、推薦の目安等から南島原市長を予定していたが、急速に市職を辞任されたこと

# 全国市長会役員

## 1 副会長

- (1) 九州支部から1名推薦
- (2) 任期1年

(全国市長会副会長推薦経過)

年度 県名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年
福岡		八女豊前								小郡						
大分	大分								大分							
佐賀								多久								○
熊本							天草								阿蘇	
宮崎						日向								串間		
長崎					長崎								佐世保			
鹿児島				鹿児島								鹿児島				
沖縄			那覇									南城				

## 2 理事

- (1) 九州支部から9名推薦（各県1名、福岡県のみ2名）
- (2) 任期1年

(理事推薦経過)

年度 県名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年
長崎																
佐世保																
島原									○							
諫早										○	○					
大村						○										
平戸								○								
松浦																
対馬					○										○	
壱岐							○									
五島	○											○				
西海				○										○		
雲仙		○											○			
南島原			○													

### 3 評議員

(1) 九州支部から25名推薦（本県基準により3名）

- ・ 1市 ～ 5市 1名
- ・ 6市 ～ 10市 2名
- ・ 11市～15市 3名
- ・ 15市～20市 4名
- ・ 21市～30市 5名

(2) 任期1年

（評議員推薦経過）

年度 県名	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年
長崎																
佐世保						○										
島原		○		○			○						○		○	
諫早					○			○								
大村	○									○				○		
平戸		○		○								○		○		
松浦	○		○			○					○		○			
対馬			○					○			○			○		
壱岐			○		○						○					
五島				○		※○	○		○						○	
西海		○						○		○		○	○			
雲仙						○	○		○			○			○	
南島原	○				○				○	○						

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

### 4 監事

(1) 九州支部から1名推薦（中国支部、四国支部、九州支部で持ち回り）

(2) 任期1年

（監事推薦経過）

県名	平成元	平成4	平成7	平成10	平成13	平成16	平成19	平成22	平成25	平成28	平成31	令和4
北						豊前						
				唐津								○
		平戸								南島原		
								臼杵				
南	山鹿								荒尾			
					小林							
			鹿屋								薩摩川内	
							石垣					

## 5 委員会への所属

全国市長会の理事及び評議員へ就任された市長は、4委員会のうちのいずれかに所属される。

### (1) 理事

- ① 各県における評議員が所属していない委員会を優先する。
- ② 各県において近年担当していない委員会を優先する。

(参考) 令和3年度長崎県の状況

行政委員会	
財政委員会	
社会文教委員会	
経済委員会	対馬市

### (2) 評議員

- ① 各委員会とも、昨年度所属のない県を優先する。
- ② 各県においては、近年所属回数の少ない委員会を優先する。

(参考) 令和3年度長崎県の状況

行政委員会	雲仙市
財政委員会	五島市
社会文教委員会	島原市
経済委員会	

# 九 州 市 長 会 関 係 役 員

## 1 副会長・監事

(1) 副会長・監事（南北ブロック）各1名推薦

2 任期2年

※ 会則抜粋

第6条 2 会長、副会長及び監事は、総会において選挙するものとし、理事は各県2名とし、各県市長会の推薦による。

第7条 役員は2年とし、再選をさまたげない。但し、その終期は次の通常総会において後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

(副会長・監事選出経過)

### 北ブロック

在席 県名	平4 ～ 平5	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5
	福岡	—	—	—	—	—	—	副会長 八女	監事 太宰府			副会長 春日 監事 田川				副会長 宮若 監事 田川
佐賀	副会長 伊万里	監事 鳥栖		副会長 佐賀 唐津	監事 佐賀			副会長 多久	監事 武雄			副会長 多久 監事 小城				○
大分		副会長 津久見	監事 杵築		副会長 津久見	監事 杵築 中津			副会長 大分				副会長 大分 監事 国東			
長崎	監事 佐世保		副会長 長崎	監事 島原		副会長 長崎	監事 松浦 島原			副会長 長崎 監事 佐世保				副会長 佐世保 監事 壱岐		

※平成24～25年の監事は大分県選出予定であったが、会長所属県からは副会長、監事を選出しない慣例に従い福岡県から選出された。

### 南ブロック

在席 県名	平4 ～ 平5	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5
	鹿児島	監事 大口			副会長 鹿児島				副会長 鹿児島	監事 霧島			副会長 鹿児島			
熊本		副会長 熊本	監事 荒尾		監事 人吉	副会長 熊本	監事 玉名 荒尾			副会長 多久	監事 上天草			副会長 山鹿 監事 宇城		
宮崎			副会長 都城	監事 西都			副会長 小林	監事 西都			副会長 日南	監事 えびの			副会長 串間 監事 延岡	
沖縄	副会長 浦添 那覇	監事		副会長 那覇	副会長 那覇	監事 宜野湾 平良			副会長 沖縄	監事 名護		副会長 南城	副会長 南城 監事 宜野湾			

## 2 理事

(1) 理事16名（各県から2名ずつ推薦）

(2) 任期2年

（理事選出経過）

在座 県名	平4 ～ 平5	平6 ～ 平7	平8 ～ 平9	平10 ～ 平11	平12 ～ 平13	平14 ～ 平15	平16 ～ 平17	平18 ～ 平19	平20 ～ 平21	平22 ～ 平23	平24 ～ 平25	平26 ～ 平27	平28 ～ 平29	平30 ～ R元	R2 ～ R3	R4 ～ R5
長崎																
佐世保				○			○		○							
島原		○				○		○								
諫早	○				○					○						
大村		○			○		○							○		
平戸			○			○		○					○			
松浦			○									○			○	
対馬														○		
壱岐												○				
五島	○			○					○				○			
西海											○					
雲仙										○						
南島原											○				○	

## (4) 市長会議の開催時期の検討について

### 1 経緯

令和3年8月に開催した第129回市長会議の意見交換の場において、平戸市黒田市長より、「市長会議の開催時期について、特に8月開催は観光時期にあたり会場・ホテルの確保が困難であることや、新型コロナウイルス感染拡大の波を避ける観点で、前後にずらして開催できないか」との意見が出されたことから、事務局において状況の調査・検討を行うもの。

### 2 現状

長崎県市長会会則では、毎年春秋2回開催と定められ、現在は4月初旬と8月下旬に開催している。

### 3 開催時期変更の検討について

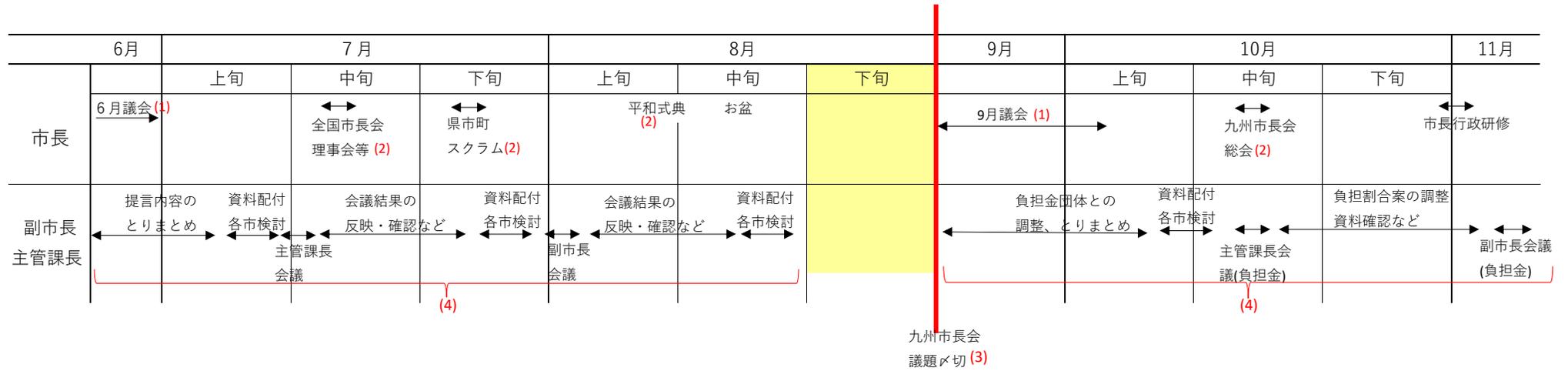
8月開催分の開催時期変更の検討にあたり、考慮すべき点は次のとおりである。

- (1) 各市の市議会開催期間（6月上旬～下旬、9月上旬～10月上旬、10月決算委の市あり）
- (2) 市長参加会議、行事等
  - ・全国市長会理事会・評議員会等 7月中旬
  - ・九州市長会総会等 10月中旬
  - ・県市町スクラムミーティング 7月下旬
  - ・その他平和記念式典等
- (3) 九州市長会へ持ち上げる議案の提出期限（×切8月末頃）
- (4) 県市長会議議題にかかる①副市長会議、②主管課長会議の開催

### 4 検討結果（事務局案）

前述3(1)～(4)を入れた前後約半年間におけるスケジュールは別紙のとおりであり、現行の8月下旬を除き、開催可能な期間がないことから、現行の開催時期を大幅に前後にずらして開催することは困難である。

市長会議の開催時期の検討におけるスケジュール資料



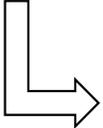
**(5) 提言のあり方見直しについて**

**説明資料は次ページ以降参照**

Q1) 現在の提言のあり方について、どうお考えですか？

このままでよい ⇒ 3市  
改善すべき点があると思う ⇒ 9市

- ・提言する項目が多すぎる。(長崎市)
- ・全ての提言項目に濃淡がないので、どれが重点項目なのかわからない。結果として、国においては提言が伝わっていない可能性が高い。(長崎市)
- ・九州市長会総会に諮る議案の提案県に名を連ねることを決定するプロセスについて、県市長会会長と県市長会事務局が総合的に調整して決定している状況と伺っているが、各市長に意見を尋ねることはしていない。総会場で意見を尋ねられるが、決定事項のようになってしまっているため意見しづらい状況がある。(佐世保市)
- ・秋の県市長会議に諮る議案については、主管課長会議、副市長会議において審議がなされているが、春の県市長会議では、主管課長会議のあと副市長会議を経ずに市長会議が行われている。(佐世保市)
- ・提言項目数が多く、重要点がぼやけている。(佐世保市)
- ・緊急提言のような機動的な意思決定が必要とされる場合に、手続きのルールがない。(佐世保市)
- ・提言項目が多すぎて、重要性や緊急性が高い提言と、長年同じ文言で継続されてきている提言が入り混じっており、受け取る側にとっては本当に言いたい事がわかりにくいのではないか。(諫早市)
- ・提出議案取扱い基準では、共通性、重要性、適時性、緊急性などの要件が定められているものの、その要件を満たしているのか検証する手法が確立されていない。(諫早市)
- ・要望項目が多数ある中で、重点的な要望項目を明確化していない点(大村市)
- ・長崎市が提案するように「提言する項目が多すぎる。」と考えており、実効性のある提言へ改善していただきたい。(平戸市)
- ・提言項目が多いため、重点項目がはっきりしない。ある程度、項目を絞った形で提言したほうがよい。(対馬市)
- ・「長崎県市長会提出議案取扱い基準」に沿った議題となっているか、十分に精査をする必要がある。(五島市)
- ・地元選出の国会議員とは意見交換会が行われ、県要望については回答をもらっているところであるが、国への要望提出は郵送となっている。(西海市)
- ・提言項目が多い(国63、県56、うち重複36)ことから、十分な審議ができるよう改善すべきである。(南島原市)



- ・ 7市 提言項目数が多いこと
- ・ 5市 重点項目の明確化の必要性
- ・ 2市 基準に定める要件の適合

Q2) Q1の状況を改善するために、どのような解決策が適切と考えますか？

- ・重点項目を会議の中で選定し、重点項目とそれ以外が分かるように提言書を作成する。その際は、長崎県や他都市を参考とする。(長崎市)
- ・長崎県に対しては、会長及び副会長の3名から知事に対して直接、提言書を手渡す場を設ける。(長崎市)
- ・(九州市長会総会に諮る議案の提案県に名を連ねることの)決定のプロセスに各市長を加えるべきではないか。例えば、案を事前に各市長に出していただき、その中で出た意見をまとめたうえで決定する等。(佐世保市)
- ・春の県市長会議に諮る議案においても、副市長会議で審議を行う必要があるのではないかと。(佐世保市)
- ・項目の削除又は整理統合を行い、ポイントをしばってはいかがか。(佐世保市)
- ・(緊急提言のような機動的な場合の)意思決定の流れをルール化しておく。(佐世保市)
- ・全国市長会のように重点提言と普通の提言に分けてはどうか。(諫早市)
- ・各会議において、提言内容の審議と併せて重点要望項目についても審議を行い、国及び県への提言書に重点要望項目を明記する。(大村市)
- ・先日の主管課長会の協議の中にあつたように、議案の選定方法をルール化することと併せて、全国又は九州の各都道府県市長会の中で、効果的な提言を行っている事例を紹介していただきたい。(平戸市)
- ・議案の中から、国・県に提言する重点項目を協議し、その都度、項目を絞り提言する。(対馬市)
- ・「長崎県市長会提出議案取扱い基準」を基に、議題のチェックシートを作成し、本当に基準に沿った議案となっているのかを確認する。(五島市)
- ・第119回の市長会議でも提案されたように、重点項目を選定し、正副会長等が直接省庁へ要望活動を行う方法が効果的と思われる。(西海市)
- ・提言項目の整理統合を行い、項目数を限定していくことで、審議時間の確保また事務の煩雑防止を図る。(南島原市)

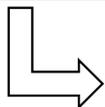


- ・ 6市 重点項目の選定
- ・ 2市 項目の整理統合
- ・ 2市 正副会長等による直接要望の実施
- ・ 2市 他県等事例を参考

### Q3) 現在の7回継続議案の更新ルールについて、どうお考えですか？

このままでよい ⇒ 7市  
改善すべき点があると思う ⇒ 5市

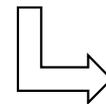
- ・7回連続継続議案は、新規議案として取扱うこととなっているが、**多くの議案がそのまま継続の取扱いとなっている**。結果として、事務処理の負担が増えているだけとなっている。(長崎市)
- ・単に7回目であるという事務のルーティンで**そのまま継続されているものがほとんどだ**と思う。(諫早市)
- ・更新ルールの見直しが必要。(松浦市)
- ・**多くの議案が新規提言として継続対応されており**、事務が煩雑になっている。これまでも事務局から依頼があっているが、更新の際に進捗状況等を確認し、必要性・緊急性・実現可能性が低いものは提言しないなど、真に提言が必要かどうかを検討する必要がある。(対馬市)
- ・7回継続議案の更新ルールであるが、**ほとんど更新されるため**、項目削減の効果を果たしていない。(南島原市)



・4市 **対象議案の多くが継続となること**

### Q4) Q3の状況を改善すべきために、どのような解決策が適切と考えますか？

- ・提言する議題を絞り込むのではなく、重点項目を選定することとする。また、7回継続議案の更新ルールは撤廃し、議題の要望が実現したものを、適宜削除していくこととする。(長崎市)
- ・提出議案取扱い基準に基づき、提案市及び賛同市において7回目の提案前に協議を行い、内容について従前の通りであれば削除することとしてはどうか。(諫早市)
- ・**7回目で実現性が乏しいもの等は継続不可とすればどうか**。(諫早市)
- ・「長崎市長会提出議案取扱い基準」に「提案要件も複数市からの提案であること等を満たすものであること」といった記載がある。**7回継続議案は賛同市が〇市以上必要といった原則的な取り扱いルールを設定する**(緊急・災害対策等の例外的なものを除く。)。条件は今後協議のうえ、検討していく。(松浦市)
- ・**7回更新の議案は、必要性・緊急性・実現可能性等について調査を行う**。(対馬市)
- ・7回継続して提言している項目のうち、反映できていないから更新という整理がされているのが現状であり、項目削減に役に立っていない。そのため、7回継続議案については、反映されないあるいは国県は現状以上の対応はしない、ということであり、続けて提言することに意味を感じないことから、**3回休み(1回休みだと次の提言に審議採択される可能性が高いため)のルール化とする**。(南島原市)



・3市 **更新ルールの見直し**  
・2市 **十分な協議・調査等の実施**

### Q5) 【自由記述】その他、提言のあり方について

- ・Q3について、一定の回数を設けて更新を図るという制度は必要であると考える。(佐世保市)
- ・他県の状況も参考にしようか(諫早市)
- ・7回継続議案の更新ルールについては、上記のとおり「このままでよい」としているが、当該ルールがどのような経緯で策定しているのかわからないためであり、当該ルールを含めて、長崎市長会としての提言が効果的かつ効率的に行われることを望む。(平戸市)
- ・長崎市のご指摘のとおり項目数は多い。必要があって提言している以上、達成されない限りほぼ継続となってしまうのではないかと。議案の絞り込み等を行っていく必要があると思われるが、具体的な解決策は提示できない。国への提言に対する反応が見えにくいこともあり、落とすかどうか判断しにくい。他県の取りまとめ状況等も踏まえて検討していければ考える。(松浦市)
- ・提言を年2回実施していますが、年2回行っている理由があれば教えていただければと思います。(国・県への提出のタイミングの関係、九州市長会、全国市長会への提出の関係などでしょうか。)例えば年1回の提言とするということは可能でしょうか。(杵岐市)
- ・年2回行っている提言について、1回とすることも検討してみてもと思います。(西海市)
- ・国63、県56の項目を①長崎県として最重要項目、②過疎、離島、半島など他の協議会等でも提言している項目、③左記以外の項目に3分割する。①については基本的に半永久的な提言項目(年次更新等)とする、②については重複して提言するか他協議会で要望するから提言しないの選択性とする、③については7回継続3回休みとする(南島原市)

# 〔参考〕他県市長会の提言状況

## 佐賀県市長会

### 【概要】

- ・年1回 県への要望を行う（国はなし）
- ・県知事に直接要望書を渡し、意見交換を行う

### 【項目数及び重点化】

- ・背景や問題点なども記載した1ページ1項目形式の要望を全部で約30程度行ううち、重点項目を8項目程度設定している。

## 佐賀県目次

令和3年度 一般行政関係要望事項一覧

【計24件】

### ○危機管理・報道関係

- 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援について・・・ P 1
- 2 地域防災力向上促進事業の充実について・・・ P 2
- 3 消防団処遇改善に係る県の支援について【重点】・・・ P 3

### ○危機管理・報道局、産業労働部関係

- 4 建築物への浸水被害防止対策等に向けた取組みに対する支援について【重点】・・・ P 4

### ○地域交流部関係

- 5 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について・・・ P 5
- 6 港湾の整備促進について・・・ P 6
- 7 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて・・・ P 8
- 8 西九州新幹線開業に伴う支援等について【重点】・・・ P 9

### ○文化・スポーツ交流局関係

- 9 「県立総合体育館」の整備について・・・ P 10

### ○県民環境部関係

- 10 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について・・・ P 11
- 11 地方消費者行政に対する財政支援の継続について・・・ P 12

## 佐賀県本文

### 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援について

国は、原子力防災対策を行う地域を原子力発電所から30km圏に拡大したことから、玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところである。

玄海原子力発電所3、4号機が再稼働しており、広域避難に関しては市民の関心が高く、より実効性のある原子力防災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

つきましては、一定水準の原子力防災体制を整備するため、次のとおり要望します。

- 原発事故の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。
- 避難道路となる市道の整備に対する財政的支援。
- 原子力災害対応避難行動計画の改訂に伴うPAZ内の住民避難台帳の整備及び広域避難先の避難所台帳の更新に要する費用への財政的支援。

## 福岡県市長会

### 【概要】

- ・国は年2回 県は年1回の要望を行う
- ・国は郵送対応、県は事務局が担当課に手交

### 【項目数及び重点化】

- ・要望項目を43程度の行政分野で分け、各分野ごとに、項目番号を付し要望内容を記載する手法である。重点項目を10分野設定している。

## 福岡県目次

### 目次

重点要望事項	
1	都市財政の拡充強化について
2	地方創生の推進について
3	社会保障・番号制度の円滑な運用について
4	地域防災体制強化のための施策の充実について
5	学校教育の充実について
6	学校施設整備等の充実について
7	地域福祉施策の充実・強化について
8	障害者（児）の福祉増進について
9	新型コロナウイルス感染症対策について
10	少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について
要望事項	
(行財政関係)	
11	基交付金の増額確保について
12	高度情報化施策の推進について
13	真の分権型社会の早期実現について
14	基力団塊減のための抜本的措置等について
15	消費者行政の推進について
16	住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等について
17	犯罪被害者への支援について
(社会文教関係)	
18	地域医療確保の充実・強化について
19	新型インフルエンザ等対策の充実・強化について
20	国民健康保険制度の改革等について
21	介護保険制度の安定的運営等について
22	後期高齢者医療制度の安定的な運営について
23	国民年金制度の改善等について
24	人権擁護の推進・同和問題の早期解決について
25	男女共同参画政策及び女性の活躍支援の推進について
26	文化財・近代化遺産に係る保護事業及び世界文化遺産に係る公的支援

## 福岡県本文

### 1 都市財政の拡充強化について

真の分権型社会の実現の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

#### 記

#### 1. 国・地方間の税源配分の是正について

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方で、地方交付税、国庫支出金等による財源移転後の税の実質配分では3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

については、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を早期に行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

#### 2. 事務移譲に伴う地方税財源の確保について

国において施策を実施し、又は施策の拡充を行う際には、人件費など事務費用を含めた全額を国の負担とし、地方に財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生

## 大分県市長会

### 【概要】

- ・国は九州市長会持ち上げ分として年2回、県にも年2回の要望を行う
- ・県知事への手交は春のみ、正副会長で行う

### 【項目数及び重点化】

- ・最初に提言内容を照会する際に、前年度をベースにするのではなく、このタイミングで要望すべき必要がある内容を上げる手法である。結果として、要望項目数が非常に限定される。  
R3秋・・・県知事あて2項目  
R3春・・・県知事あて6項目

## 大分県は目次なし

## 大分県本文

## 要 望 書

以下のとおり要望いたします。

### 文化財の保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であり、先人たちの優れた生きざまを学びとることで、私たちの生活や将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

県下各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備活用、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところである。

しかし、近年相次いでいる、自然災害による文化財の損傷への対応には、多くの時間と多額の費用を要しており、財政逼迫の状況下にある各自治体にとって、重い負担となっている。また、建設労務単価をはじめとする人件費等がこの10年余の間に大きく上昇したことを主因として、史跡整備や文化財建造物の保存修理等に係る事業費が高騰していることも、文化財保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、国は、文化財の保護等は国の責務であるとの理念から、国庫補助の確保及び補助率の維持を図っており、一部の事業ではコロナ禍に対応した補助率の

提言のあり方

このままで良い  
(3市)

改善すべき  
(9市)

要望項目  
(7市)

- ・ 提言項目数が多い
- ・ 重点項目の明確化の必要性

(方法1)  
重点項目を選定する

- ・ 選定基準、選定方法、選定範囲等を定める必要がある

参考事例) 佐賀県市長会、  
福岡県市長会

(方法2)  
項目の削除・統合を行う

- ・ 要望内容の抜本的な見直しを行う必要がある

参考事例) 大分県市長会、

基準要件の適否  
(2市)

- ・ 基準適合の検証機会がない
- ・ 精査が十分でない

チェックシートによる  
適否の見える化

要望書の渡し方  
その他

- ・ 国は郵送対応となっている

正副会長等による  
手交の場の設定

## これまでの経緯及び現状

〔 第119回長崎県市長会議(H28.8)における協議の結果、国への提言のあり方について、次のとおり見直すこととなった。 〕

- (1) 九州市長会提出議案、長崎県選出国會議員との意見交換会の議題等の中から、正副会長協議の上、「重点項目」を選定する。
- (2) 重点項目のうち、特に関係省庁への働きかけが必要なものについては、直接省庁に対し、正副会長等が要望活動を行う。
- (3) 重点項目に関する国の取り組み状況及び対応状況等について、市長会事務局において進捗管理を行う。



〔 現状は？ 〕

「重点項目」選定における手順等について定めておらず、選定にまで至っていない



「重点項目」の選定における手順等について、具体的に定め、次回から「重点項目」を選定することとしたい

「重点項目」の選定手順、活用方法等における事務局案は以下のとおりであるが、これについて各市のご意見を伺いたい

### 事務局案

- 1 手順
  - (1) 議案提出依頼時に各市が重点項目と考える項目を「長崎県市長会提出議案取扱い基準」に掲げる各要の要素などを踏まえ2項目程度挙げていただく。(理由等も記載)
  - (2) (1)について、主管課長会議において審議し、5項目程度の重点項目(案)を選定する。
  - (3) (2)について、副市長会議及び市長会議において審議及び承認を行う。
- 2 活用
  - (1) 各市から挙げていただいた重点項目調査結果については、九州市長会提出議案及び国會議員意見交換会の議題選定においても活用する。
  - (2) 特に関係省庁への働きかけが必要な「重点項目」については、正副会長等と協議・調整のうえ、正副会長等により直接省庁に対し要望活動を行う。
  - (3) 「重点項目」に関する国の取り組み状況などについて、事務局において進捗管理を行う。

\* \* \*

# 3 報告事項

\*\*\*

# (1) 令和3年度会務報告

## I 長崎県市長会議

### 1 第128回長崎県市長会議

- (1) 日 時 令和3年4月6日(火)午後2時から  
 (2) 場 所 松浦市 松浦シティホテル  
 (3) 出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、  
 対馬市長、壱岐市長、雲仙市長、南島原市長  
 五島市副市長、西海市副市長

#### (4) 審議内容等

##### ア 審議事項

##### (ア) 提言議案の審議について

国、県への提言議案について承認 (一部継続審議あり)

##### (イ) 九州市長会議への提出議案の選定について

次の5議案を選定

第1号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

第4号議案 地域医療保険の充実強化に関する提言

第8号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第9号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言

第10号議案 農林水産業の振興に関する提言

##### (ウ) 令和3年度予算(案)を承認

##### イ 協議事項

長崎県市長会役員等の選任について、次のとおりとなった。

区分	任期	職名	結果	任期
県市長会	1年	会長	長崎市長	令和3年度
		副会長 (2名)	佐世保市長 島原市長	
		監事	壱岐市長	
全国市長会	1年	理事	対馬市長	令和3年度
		評議員 (3名)	島原市長 五島市長 雲仙市長	
九州市長会	2年	理事 (2名)	松浦市長 南島原市長	令和3年度
長崎県市町村振興協会	4年	評議員	島原市長	令和7年6月
	2年	理事 (2名)	長崎市長 佐世保市長	令和5年6月
	4年	監事	五島市長	令和7年6月

##### ウ 報告事項

(ア) 令和2年度会務報告について

(イ) 今後の会議開催予定等

エ その他

(ア) 次期開催市について、「平戸市」で承認

オ 意見交換

「新型コロナウイルスワクチン接種に関する取組みについて」

各市の取組状況について、事前調査（R3.3.10）の結果をもとに、ワクチン接種に係る課題や市間で共有すべきこと等の意見交換を行った。



## 2 第129回長崎県市長会議

(1) 日 時 令和3年8月26日（木）午後2時から

(2) 開催方法 オンライン方式（Webex 使用）

(3) 出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、  
対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、南島原市長

(4) 審議内容等

ア 審議事項

(ア) 提言議案の審議について

国、県への提言議案について承認

(イ) 九州市長会議への提出議案の選定について

次の5議案を選定

第1号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

第4号議案 地域医療保険の充実強化に関する提言

第8号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第9号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言

第10号議案 農林水産業の振興に関する提言

(ウ) 令和2年度長崎県市長会収支決算書（案）を承認

イ その他

(ア) 次期開催市について、「対馬市」で承認

(イ) 十八親和銀行による窓口収納手数料等に関する意向調査対応について  
田上会長主導により銀行側に状況確認を行うこととなった。

ウ 講演

テーマ：「(仮)長崎版自治体DXについて」

講師：長崎県企画部政策監（次世代情報化推進担当）三上建治 氏

## II 長崎県副市長会議

### 1 第66回長崎県副市長会議

(1)日 時 令和3年8月4日(水) 午後2時から

(2)場 所 諫早市 ホテルフラッグス諫早

(3)審議事項

第129回長崎県市長会議に提出する議案のうち、主管課長会議で特に議論となった4議案について審議した。

審査内容は次のとおり。

国	県	題名	結果
1-4	1-3	地方財源の確保について	文言の一部を修正の上、市長会議に提出
1-5	-	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について [新規]	原案のとおり 市長会議に提出
13-2	-	自衛官の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	原案のとおり 市長会議に提出
13-3	-	回遊魚などの水産資源の保全に係る「再エネ海域利用法」 のガイドラインの取扱いについて[前回保留]	副市長会議での様々な意見を含め、市長 会議に提出

(4)協議事項

ア 正副会長の選任について

会長 長崎市武田副市長、副会長 佐世保市山口副市長を選任

(任期：当会議終了後から1年)

イ 60歳を超える職員の配置等について(平戸市提案)

全市の現状を確認、情報共有

ウ 新型コロナウイルス感染症陽性者に関する市町への情報提供について(南島原市提案)

各市の現状を確認、情報共有

(5)その他

次期開催市について、「佐世保市」で承認

【行政視察】

視察場所：諫早駅及び再開発ビル iisa(イーサ)

### 2 臨時長崎県副市長会議

(1)日 時 令和3年10月7日(木) 午後2時～午後3時30分

(2)開催方法 オンライン方式(Webex使用)

(3)出席者 長崎市副市長、佐世保市副市長、島原市副市長、諫早市副市長、大村市副市長、平戸市副市長、松浦市副市長、対馬市副市長、壱岐市副市長、五島市副市長、西海市副市長、雲仙市副市長、南島原市副市長  
十八親和銀行：森頭取、大庭副頭取、艶島地域振興部長

(4)協議事項 十八親和銀行による公金手数料有料化等について

十八親和銀行大庭副頭取から経緯説明及び質疑応答があった。

その後、副市長のみで協議を続行、各市の現状を共有し意見交換を行った。

協議結果については、武田会長から市長会田上会長へ報告することとなった。

### 3 第67回長崎県副市長会議(第95回長崎県市長会負担金等適正化委員会と同時開催)

(1)日 時 令和3年11月15日(月)午後1時30分～

(2)場 所 佐世保市 ホテルフラッグス九十九島

(3)その他

ア 十八親和銀行による公金手数料有料化等について

武田会長より臨時副市長会議(R3.10.7開催)以降の経過報告を行い、今後は、市長会による取りまとめという形でなく、銀行側が個別に各市へ丁寧な説明等を行いながら進めていくこととなる旨の説明があった。

イ 次期開催市について、「大村市」で承認

ウ 人事院勧告に基づく賞与支給月数引き下げに関し、基準日までに法改正が行なわれない見込みとなる中で、各市の対応予定等について意見交換を行った。

#### 【行政視察】

視察場所：九十九島観光公園(俵ヶ浦半島内)



## Ⅲ 長崎県市長会負担金等適正化委員会

### 1 第95回長崎県市長会負担金等適正化委員会

(1)日 時 令和3年11月15日(月)午後1時30分から

(2)場 所 佐世保市 ホテルフラッグス九十九島

(3)審議事項 各種協議会等に係る各市負担金等について

ア 第74回中小企業団体全国大会開催費負担金【新規】  
案のとおり承認する。

ただし、アフターコンベンションとして、より多くの大会参加者が県内各地域を訪れることとなるような仕組み作りをしっかりと行うこと。

イ ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金【新規】

県：市町の負担割合は本来7:3とすべきであるが、県が他に当該団体に負担する借館料減免及び支援委託料を踏まえるとこれと同程度となることをもって、案のとおり承認する。

ウ データ連携基盤構築運用費負担金【新規】

案のとおり承認する。

エ 自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金【更新】

案のとおり承認する。

オ (一社)長崎県漁港漁場協会負担金【見直し】

案のとおり承認する。

ただし、経費の縮減及び収入増に向けた対策に引き続きしっかりと取り組むこと。

カ ながさき移住サポートセンター負担金【見直し】

案のとおり承認する。

## IV 長崎！県市町スクラムミーティング

### 1 令和3年度第1回スクラムミーティング

(1)日 時 令和3年7月19日(月)午後2時30分～午後5時45分

(2)場 所 ホテルニュー長崎 3階「鳳凰閣」

(3)出席者 知事、副知事、関係部局長、13市長、8町長

(4)意見交換

ア Society5.0実現に向けたデータ連携基盤の構築及びICT利活用推進について(県)

イ 地方回帰の機運を捉えた新しいひとの流れの創出について(県)

ウ 新幹線開業に向けた取組等について(市長会・県)

エ 脱炭素社会の実現及びSDGs推進における火力発電所の在り方について(市長会)

(5)県からの報告事項

ア 特定複合観光施設(IR)区頭整備の推進について

イ 長崎空港の24時間化について

ウ team NAGASAKI SAFETY 認証制度(飲食・宿泊)の推進について

エ 自衛官募集事務にかかる資料の提供について

オ 県庁舎の跡地活用について

カ 長崎スタジアムシティプロジェクトの現状及びプロスポーツクラブと自治体との連携について

キ 孤独・孤立対策への協力について

ク 骨髄ドナー支援制度の市町における創設について

(6)参考資料

本県における新型コロナワクチン接種の現状について

## **VII 国土交通省・財務省への要望**

- 1 日 時 令和3年6月10日（木）午後1時30分～
- 2 要望方法 オンライン方式
- 3 要望先 （対応者）【国土交通省】鳩山政務官、道路局長  
【財務省】主計局次長
- 4 要望者 知事、市長会会長（一部副会長が代理出席）、町村会会長
- 5 要望内容 「強靱な県土づくりに向けた予算確保」  
⇒強靱化予算の当初予算での安定確保  
⇒高規格道路の整備促進  
⇒インフラ老朽化対策予算確保と財政措置の拡充  
⇒地方整備局等の体制充実・強化  
要望者三者が説明の上、意見交換を行った。

(2) 長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

区分 年度	市長会議				副市長会議				主管課長会議					
	春季(4月)		秋季(8月)		夏季(7・8月)		冬季(11月)		夏季(7月)	負担金(8・9月)	秋季(10月)	春季(3月)		
	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	開催地	開催地	開催地	開催地		
令和2年度	126	平戸市 (中止)	127	大村市	64	-	島原市 (WEB会議)	65	(94)	島原市	西海市 (中止)	WEB会議 長崎市	雲仙市	WEB会議 長崎市
令和3年度	128	松浦市	129	平戸市 (WEB会議)	66	-	諫早市	67	(95)	佐世保市	西海市	WEB会議	南島原市 (WEB会議)	WEB会議
令和4年度	130	対馬市	131	壱岐市	68	-	大村市	69	(96)	平戸市	長崎市 南島原市	WEB会議	佐世保市 長崎市	WEB会議
令和5年度	132	五島市	133	西海市 平戸市	70	-	松浦市	71	(97)	対馬市	島原市 佐世保市	WEB会議	諫早市 島原市	WEB会議
令和6年度	134	雲仙市 西海市	135	南島原市 雲仙市	72	-	壱岐市	73	(98)	五島市	大村市 諫早市	WEB会議	平戸市 大村市	WEB会議
令和7年度	136	長崎市 南島原市	137	佐世保市 長崎市	74	-	西海市	75	(99)	雲仙市	松浦市 平戸市	WEB会議	対馬市 松浦市	WEB会議
令和8年度	138	島原市 佐世保市	139	諫早市 島原市	76	-	南島原市	77	(100)	長崎市	壱岐市 対馬市	WEB会議	五島市 壱岐市	WEB会議